

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	6	地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱い
調整方針		<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定による「地域自治区」を合併前の表郷村、大信村、東村の区域ごとに設置する。 2 地域自治区の設置期間については、合併の日から平成28年3月31日までとする。 3 地域自治区に特別職の区長を置く。 4 地域自治区の設置に係る「地域自治区設置に関する協議」については、別紙のとおりとする。

1 基本的な考え方

本地域の「新市の事務所の位置」については、現在の4市村の庁舎を利活用し、住民生活に密着したサービスの提供及び地域課題への対応のため、「総合支所方式」とすることで確認されており、これを踏まえ、地域住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の合併の特例に関する法律に基づく「地域自治区」を設置する。

地域自治区については、合併前の表郷村、大信村、東村の区域ごとに設置し、総合出先機能及び地域自治振興機能を有する事務所を置く。地域自治区の設置に係る詳細については、別に合併協議により定めることとする。

2 地域自治区を採用する理由

地域審議会、合併特例区、地域自治区の設置に関して集約すると次のとおりとなる。

地域審議会は、市町村が処理する当該区域に係る事務等（新市建設計画や予算編成含む）について建議、要望ができる等の内容である。

合併特例区は、法人格を有し、地域自治組織内における予算を決定し、移転財源により事業を実施できる優位性はあるものの、自治体の裁量範囲は限られている。

また、特別地方公共団体となり、その事務を執行する必要があるため、一般の総合支所以上の機能を持つ事務組織を設けることとなり、合併による事務の効率化に逆行することも考えられる。

合併特例区は、法律の規定により、合併特例区の名称を市名の次に冠することとなることから、旧市町村名を残すことが可能となるが、設置期間に制約（5年）があり、合併の際の経過措置としての性格が強く、制度の性格上、新市としての一体性が促進されにくいという懸念がある。

合併特例法上の地域自治区は、法人格は有しないが、自治体としての裁量範囲が広く、分掌させる事務に応じて地域の実情を加味した仕組みづくりができるとともに、合併特例区と同様に地域自治区の名称を市名の次に冠することとなるため、旧市町村名を残すことが可能となる。

また、設置期間については、合併協議で定める期間が限度となるが、合併特例債発行期間や交付税算定替制度の適用期間などを見据えた長期間の設置が可能であり、設置期間の変更（延長）も可能である。

以上のことから、総合的かつ長期的に考え、本地域の実情に合わせた仕組みづくりが可能と考えられる合併特例法上の「地域自治区」の設置が望ましいと判断される。

3 地域自治区の設置

住民の視点に立った行政サービスの向上を図るとともに、個性豊かな地域づくりの発展を担保・支援するため合併前の表郷村、大信村、東村の区域ごとに合併特例法上の「地域自治区」を設置する。

地域自治区の設置期間は、平成28年3月31日までとする。

4 地域自治区の内容

(1) 事務所（総合支所）

主な業務（所管区域内）

〔総合出先機能〕

- ・住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等に関すること。
- ・事務所の庶務経理及び施設の維持管理に関することなど。

〔地域自治振興機能〕

- ・地域協議会に関すること。
- ・農林、観光、建設、上下水道施設等の維持管理及び一定基準内の整備に関すること。
- ・地域特性を活かした地域づくり、従来から継続する個性ある施策の実施、その他地域振興の推進に関すること。
- ・コミュニティ施策の推進、住民自治支援等に関すること。

組織等

- ・事務所の権限、予算、具体的な組織機構等については、協定項目13「事務組織及び機構の取扱い」と併せて、速やかに調整を図るものとする。

(2) 地域自治区の長

地域自治区を代表し、地域協議会との緊密な連携の下、地域協議会により取りまとめられた地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな事業、施策を実施する。

特別職として、市長が選任する。

(3) 地域協議会

住民に基盤を置く機関として、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要とする。

合併前の表郷村、大信村、東村に係る新市建設計画の変更事項、基本構想、予算、重要な施設の設置又は廃止等一定の事項について、市長は地域協議会の意見を聴くものとする。

合併前の表郷村、大信村、東村に関し必要と認める事項について審議し、市長その他の機関又は地域自治区の長に対し意見を述べることができる。

構成員は、合併前の表郷村、大信村、東村の区域に住所を有する者で、公共的団体等を代表する者、学識経験を有する者など、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮し、市長が選任する。

5 その他

合併後において、地域自治区の設置期間その他設置に関する協議事項を変更する必要がある場合は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第4項及び第5条の6第5項に定めるところにより、条例により変更するものとする。

【地域審議会、地域自治区及び合併特例区の比較】

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
1 設置の目的	合併を進める上での懸念や障害を除去し、合併市町村の均衡ある発展を図るため、合併市町村の施策全般に関し、きめ細やかに住民の意見を反映させる。	住民自治を充実するため、住民に身近な事務の処理について、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携を強化する。	同左 なお、合併後の一定期間、旧市町村のまとまりを維持したいものの、法人格を有することまでは望まない場合に対応した特例を規定している。	合併市町村の一体性を円滑に確立するため、合併後の一定期間（5年以内）、規約で定める事務について、旧市町村の区域を基礎とする旧市町村に代わる法人格を持つ主体に処理を委ねる。
2 設置の根拠	合併関係市町村の協議に基づき設置。 なお、上記協議については、合併関係市町村の議会の議決が必要。	条例に基づき設置。	合併関係市町村の協議に基づき設置。 なお、上記協議については、合併関係市町村の議会の議決が必要。	合併関係市町村の協議による規約（以下「規約」という）に基づき設置。 なお、上記協議については、合併関係市町村の議会の議決が必要。
3 設置できる団体	合併市町村	市町村	合併市町村	同左
4 設置できる期間	合併関係市町村の協議で定める期間。 （法律上の上限はなく、設置期間について、条例を制定して変更することは可能。）	規定なし	合併関係市町村の協議で定める期間。 （法律上の上限はなく、設置期間について、条例を制定して変更することは可能。）	合併の日より5年以内で規約で定める期間。（5年以内での期限の変更は規約の改正により可能であるが、5年を超える期限の変更は不可。）
5 設置できる範囲	合併関係市町村の区域。 なお、市町村内の一部の区域にのみ設置することが可能。 市町村の区域内に、地域審議会が置かれる区域と置かれない区域があってもよい。	規定なし ただし、設置する場合には市町村内の全ての区域に設置する必要がある。 市町村の区域内に、地域自治区が置かれる区域と置かれない区域があってはならない。	1又は2以上の合併関係市町村の区域。 なお、市町村内の一部の区域にのみ設置することが可能。 市町村の区域内に、地域自治区が置かれる区域と置かれない区域があってもよい。	1又は2以上の合併関係市町村の区域。 なお、市町村内の一部の区域にのみ設置することが可能。 市町村の区域内に、合併特例区が置かれる区域と置かれない区域があってもよい。
6 法人格	-	なし	同左	あり（特別地方公共団体）

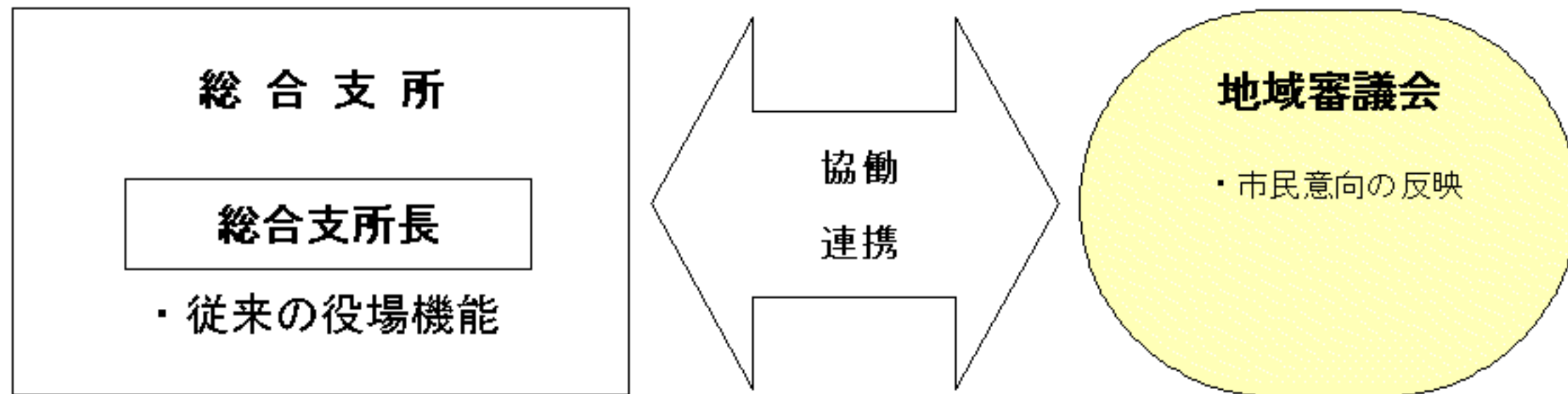
	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
7 設置時の都道府県の関与	なし	同左	同左	設置の際、知事の認可が必要（廃置分合処分と同時に認可）
8 区の権能	-	市町村長の権限に属する事務を分掌し、その地域の住民の意見を反映させ、かつ、地域の住民との連携の強化に配慮しながら、これを処理する。	同左	<p>合併特例区の区域を単位として処理することが効果的又は適当な事務のうち、規約で定める事務を処理する。</p> <p>ただし、次の要件に該当する事務は処理できない。</p> <p>法令により市町村に処理義務が課されている事務又は市町村にのみ処理権能が認められている事務。</p> <p>議会の議決や条例制定を要する事務。</p> <p>行政委員会の所掌事務。</p> <p>合併市町村の支所、出張所を兼ねることにより、規約で定める事務以外の事務を処理することが可能。この場合、合併特例区としてではなく、合併市町村の支所、出張所として事務処理をすることになる。</p>
9 長	-	事務所の長	事務所の長又は区長 (以下は区長について記載)	区長
(1) 選任の方法	-	事務吏員のうちから、市町村長が選任。	地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任。	市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任。
(2) 任期	-	規定なし	2年以内で合併関係市町村の協議で定める期間。(再任可能)	2年以内で規約で定める期間。(再任可能)

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
(3) 身分	-	常勤一般職の公務員（有給）	常勤特別職の公務員（有給）	同左
(4) 基礎自治体の職	-	事務所の長	区長	なし ただし合併市町村の助役、支所長と兼務可能。
(5) 権限	-	上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下を指揮監督する。	合併市町村の長及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任の事務を処理する。 上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下を指揮監督する。	合併特例区を代表し事務を総理する。 合併特例区の職員を指揮監督する。 合併特例区規則を制定可能。 助役、支所長を兼務する場合には、その権限も併せて有する。
10 地域審議会 ・地域協議会 ・合併特例区協議会	名称「地域審議会」	名称「地域協議会」	同左	名称「合併特例区協議会」
(1) 構成員の選任方法	合併関係市町村の協議で定める。	地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任。	同左	合併特例区の区域内に住所を有する者で、合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任。
(2) 構成員の任期	合併関係市町村の協議で定める。	4年以内で条例で定める期間。	4年以内で合併関係市町村の協議で定める期間。	2年以内で規約で定める期間。
(3) 構成員の身分	非常勤特別職の公務員	非常勤特別職の公務員（原則無報酬）	同左	同左
(4) 協議会の講成	合併関係市町村の協議で定める。	会長及び副会長を置く。	同左	同左

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
(5)協議会の権限	市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、市町村長の諮問に応じ、又は必要と認める事項につき、意見を述べる。	<p>市町村が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関し、市町村長その他の市町村の機関の諮問に応じ、又は必要と認める事項につき、意見を述べる。</p> <p>市町村長は、市町村の施策に関する重要事項で、当該地域自治区の区域内に係るものの決定・変更にあたっては、あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならない。</p> <p>市町村長その他の市町村の機関は、地域協議会の意見を勧案し、必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならない。</p>	同左	<p>合併特例区の長の事務処理に際し、重要事項（予算、合併特例区規則の制定等）については、合併特例区協議会の同意を要する。</p> <p>合併特例区長の事務及び市町村が処理する当該合併特例区の区域に係る事務に関し、合併特例区の長又は市町村長その他の市町村の機関の諮問に応じ、又は必要と認める事項につき、意見を述べる。</p> <p>市町村長は、市町村の施策に関する重要事項で、当該合併特例区の区域内に係るものの決定・変更にあたっては、あらかじめ合併特例区協議会の意見を聞かなければならない。</p> <p>合併特例区の長又は市町村長その他の市町村の機関は、合併特例区協議会の意見を勧案し、必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならない。</p>
11 職員	-	市町村の職員	同左	合併市町村の職員が合併特例区の職員を兼務（併任）
12 財務				
(1)予算	-	作成しない	同左	毎会計年度予算を作成しなければならない。
(2)地方債の発行	-	不可	同左	同左
(3)課税権	-	なし	同左	同左

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
(4)決算	-	調製しない	同左	毎会計年度決算を調製しなければならない。
(5)財源措置	-	市町村の予算の範囲内	同左	合併市町村において、必要な額を措置。
(6)財産	-	所有不可 (財産は全て市町村の所有となる)	同左	合併特例区名での所有可能 財産の処分等を行う場合には、合併市町村の長の承認が必要。
13 公の施設	-	設置不可 (市町村が設置する)	同左	合併特例区の施設として設置可能
14 解散	合併関係市町村の協議で定める期間の満了により解散。	設置の根拠条例の廃止により解散。	合併関係市町村の協議で定める期間の満了により解散。	設置期間満了により解散。 解散後は合併特例区の権利義務を合併市町村がすべて承継する。
15 住居表示に関する特例	-	なし	地域自治区の名称を冠する。 (区のほか、町、村と称することも可能。)	合併特例区の名称を冠する。 (区のほか、町、村と称することも可能。)

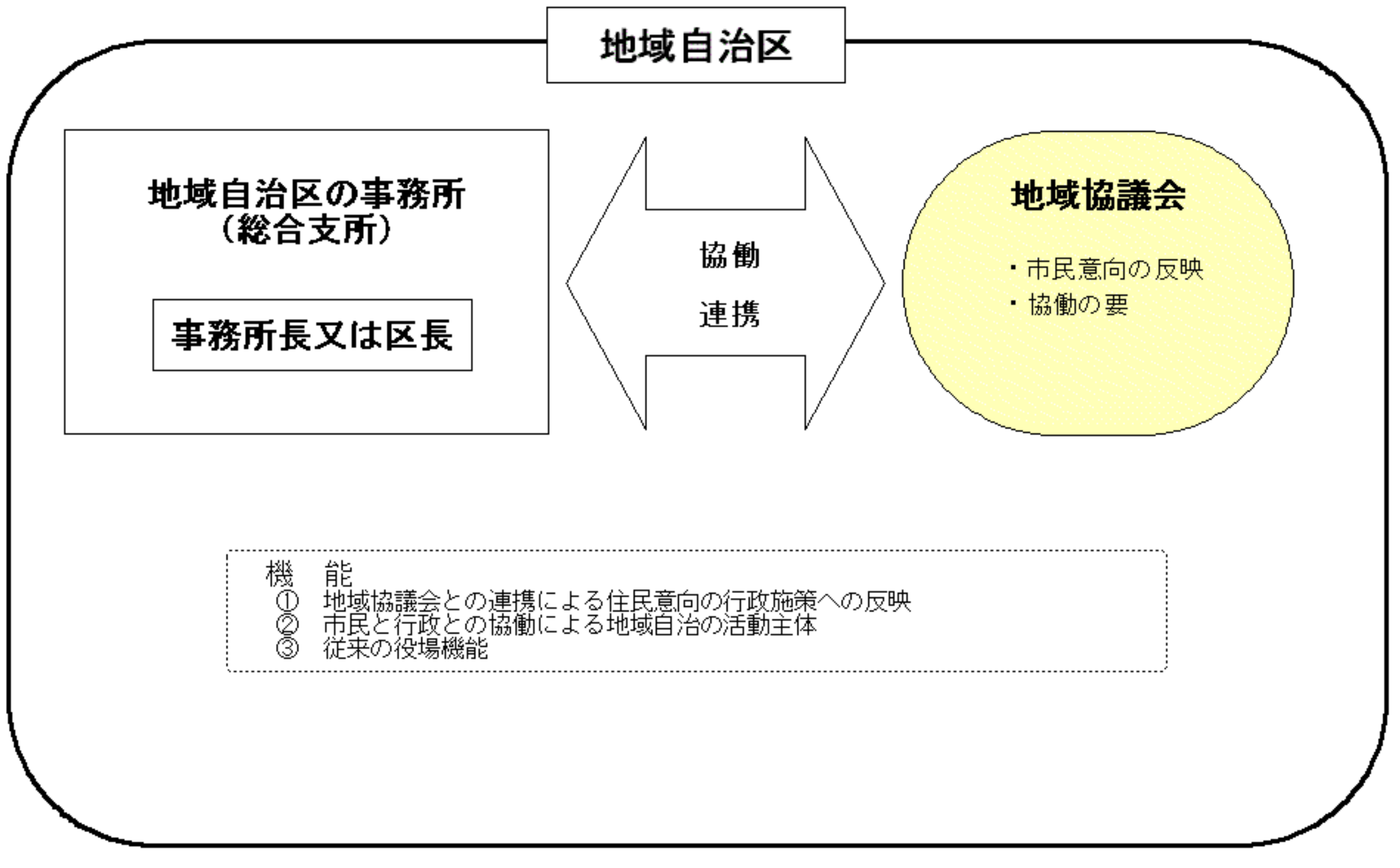
① 地域審議会イメージ



機能

- ・同一地域内に「総合支所」と「地域審議会」を置き、連携させることで、市民と行政との協働による地域自治の活動主体となる。

② 合併特例法に基づく地域自治区イメージ



③合併特例区イメージ

合併特例区

機能

- ① 合併特例区協議会との連携による住民意向の行政施策への反映
- ② 市民と行政との協働による地域自治の活動主体
- ③ 従来の役場機能のうち合併特例区の事務（非法令事務）

合併特例区の事務所

合併特例区の長（特別職）

（総合支所長兼務可）

協働

連携

合併特例区協議会

- ・ 住民意向の反映
- ・ 協働の要

総合支所

総合支所長

機能

- ① 従来の役場機能のうち各市村の事務（法令事務）

【合併協定項目との協議の関係】

地域自治組織等に関しては、その取り扱いの内容によって、特に以下の各協定項目との関係が出てくることについて留意する必要がある。

「13 組織及び機構の取扱い」における、総合支所等のあり方と人員配置上の関係

地域自治組織は、(地域審議会を除き)住民との協働のもと、事務事業を執行するため(総合)事務組織(一般的に、支所・出張所の中にその機能を設置)を持つ事ができる。支所・出張所の長に配置できるのは、地方自治法の規定により一般職の事務吏員とされている。しかしながら、市町村合併のような組織・機構の大きな変化や、相当数の職員が配置される(総合)支所のような組織の長が一般職の事務吏員で妥当か、そうでないかを検討する余地があると考えられる。

地域自治区(合併特例法によるもの)及び合併特例区には、特別職の配置ができるように配慮されており、合併特例区の場合には、支所の長を兼ねることも可能となっている。

「3 新市の名称」及び「18 町名・字名の取扱い」と住所表示上の関係

地域自治区(合併特例法によるもの)及び合併特例区の名称には、旧市町村名を冠することとされており、これをもって住所表示とすることが関係法令に規定されている。(旧市町村名の冠し方は「区」「町」「村」「し」いずれも可能とされている。)

また、地域自治区(合併特例法によるもの)及び合併特例区については、設置期限が限られているが、合併時に設置された期限付きの地域自治組織から、永続設置が可能な一般制度の地域自治区に組織替えした場合も、その名称や住所表示を引き継ぐことができることになっている。

「4 新市の事務所の位置」,「25 新市建設計画」と、旧市村の振興策との関係

「新市の事務所の位置」の協議にあたっては、位置の決定とともに、事務所位置とならなかった旧市町村の振興策や住民との協働組織をどのように持つかなど広範な検討が求められる。また、地域自治組織の設置により、地域協議会や合併特例区協議会等による住民意見の施策への反映や協働の仕組みをとおして旧市町村の振興につなげる方策が可能となる。

一方、「新市建設計画」の策定において、地域自治組織を設置する場合と設置しない場合とで、地区計画や振興策の組み立てに差異が出ると考えられる。

先 進 事 例

【特例に関する法律第5条の5第1項の規定による「地域自治区」の設置を協議している協議会】(平成16年7月12日現在)

群馬県沼田市・白沢村・利根村合併協議会 ~協議終了~

設置区域 沼田市を除く2村
設置期間 合併の日から平成27年3月31日(合併後10年)

地域自治区

- ・事務所の位置：旧村役場内
- ・名 所：旧村名
- ・所管区域：旧村の区域
- ・構成：機関として地域協議会と地域事務所を置く
- ・区 長：特別職

地域事務所

- ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌
- ・名 称： 町振興局(旧村名の後に町振興局を付ける)
- ・事務所長：区長兼務

地域協議会

- ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任
- ・任 期：2年
- ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等

新潟県柏崎刈羽地域合併協議会(柏崎市、高柳町、西山町) ~協議終了~

設置区域 柏崎市を除く2町
設置期間 合併の日から平成27年3月31日(合併後10年)

地域自治区

- ・事務所の位置：旧町役場内
- ・名 所：旧町名
- ・所管区域：旧町の区域
- ・構成：機関として地域協議会と地域事務所を置く
- ・区 長：設置なし

地域事務所

- ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌
- ・名 称： 町事務所(旧町名の後に「事務所」を付ける)
- ・事務所長：事務吏員を置く

地域協議会

- ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任
- ・任 期：2年
- ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等

岐阜県西濃圏域合併協議会（大垣市、他9町） ～協議中～

設置区域 大垣市を除く9町
設置期間 合併の日から平成22年3月31日まで（合併後5年程度）

地域自治区

- ・事務所の位置：旧町役場内
- ・名 所：旧町名
- ・所管区域：旧町の区域
- ・構 成：機関として地域協議会と地域事務所を置く
- ・区 長：設置なし

地域事務所

- ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌
- ・名 称： 地域事務所（旧町名の後に「事務所」を付ける）
- ・事務所長：事務吏員を置く

地域協議会

- ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任
- ・任 期：4年
- ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等

南相馬合併協議会（原町市、小高町、鹿島町、飯舘村） ～協議中～

設置区域 旧4市町村単位毎
設置期間 未設定

自治区

- ・事務所の位置：旧市町村役場内
- ・名 所：原町区、小高区、鹿島区、飯舘区
- ・所管区域：旧市町村の区域
- ・構 成：機関として地域協議会と地域事務所を置く
- ・区 長：特別職（任期は2年、10年を目安に見直しをする）

地域事務所

- ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌
- ・名 称：原町区役所、飯舘区役所、小高区役所、鹿島区役所
- ・事務所長：区長兼務

地域協議会

- ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任
- ・任 期：2年
- ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等

別紙

地域自治区の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により、合併前の表郷村、大信村、東村の区域ごとに地域自治区を設置する。

(地域自治区の名称及び区域)

第2条 地域自治区の名称及び区域は、次のとおりとする。

名 称	区 域
表 郷	合併前の表郷村の区域
大 信	合併前の大信村の区域
東	合併前の東村の区域

(設置期間)

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(事務所の名称等)

第4条 地域自治区の事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
白河市表郷庁舎	合併前の表郷村役場の所在地	合併前の表郷村の区域
白河市大信庁舎	合併前の大信村役場の所在地	合併前の大信村の区域
白河市東庁舎	合併前の東村役場の所在地	合併前の東村の区域

(所掌事務)

第5条 地域自治区の事務所が所掌する所管区域内の事務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等に関すること。
- (2) 農林、観光、建設、上下水道施設等の維持管理及び一定基準内の整備に関すること。
- (3) 地域特性を生かした地域づくり、従来から継続する個性ある施策の実施その他地域振興の推進に関すること。
- (4) コミュニティ施策の推進及び住民自治支援等に関すること。
- (5) 地域協議会に関すること。
- (6) 地域自治区の庶務、経理及び施設の維持管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、各庁舎において所掌することが適当と認められる事務

2 前項の所掌事務に関する個別具体的な取扱いについては、市長が別に定める。

(区長の設置)

第6条 法第5条の6第1項の規定に基づき、地域自治区の設置の日から平成22年3月31日までの期間に限り、地域自治区にそれぞれ区長を置くものとする。

2 区長は、特別職とし、当該地域自治区の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。なお、市長は、区長の選任にあたっては、次条に規定する地域協議会の意見を参考とするものとする。

3 区長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

4 区長は、白河市の円滑な行政運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び当該地域自治区の区域内の公共的団体等と緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理する。

(地域協議会の設置)

第7条 地域自治区にそれぞれ地域協議会を置く。

(地域協議会の権限)

第8条 地域協議会は、当該地域自治区に関し市長その他の市の機関から諮問された事項又は必要と認められる事項について審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

2 市長は、次に掲げる事項であって、地域自治区の区域に係るものについては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市まちづくりプラン(新市建設計画)の変更に関する事項

(2) 新市の基本構想及び各種計画の策定又は変更に関する事項

(3) 各種地域計画の策定及び変更に関する事項

(4) 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項

(5) 地域自治区の区域内に住所を有する者の行為等が規制される地域の指定に関する事項

3 市長その他の市の機関は、前2項の規定による意見を勸案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織)

第9条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該地域自治区の区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 当該地域自治区の区域内の公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、当該地域自治区の区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(地域協議会の会長及び副会長)

第11条 地域協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の会議)

第 1 2 条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務めるものとする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(報酬)

第 1 3 条 地域協議会の委員の報酬については、これを支給しないこととする。

(地域協議会の庶務)

第 1 4 条 地域協議会の庶務は、各庁舎において処理する。

(委任)

第 1 5 条 この協議に定めるもののほか、地域自治区に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、告示の日から施行する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	7	議会の議員の定数及び任期の取扱い									
調整方針	<p>1 4市村の議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定に基づき在任特例を適用する。</p> <p>2 在任特例を適用する期間については、合併の日から平成19年4月30日までとする。</p> <p>3 在任特例を適用する期間の議員報酬については、4市村の現行報酬とする。ただし、合併の前日までにおいて議員報酬の減額を行っている市村にあつては、減額前の報酬とする。</p> <p>4 新市の議会の議員定数は、30人とする。</p> <p>5 新市において最初に行われる議員選挙に限り、公職選挙法第15条第6項の規定により4市村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区における定数は、次のとおりとする。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>白河選挙区</th> <th>表郷選挙区</th> <th>大信選挙区</th> <th>東選挙区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定数</td> <td>20人</td> <td>4人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>		選挙区	白河選挙区	表郷選挙区	大信選挙区	東選挙区	定数	20人	4人	3人
選挙区	白河選挙区	表郷選挙区	大信選挙区	東選挙区							
定数	20人	4人	3人	3人							

1. 4市村の現況

	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
人 口	47,685人 (平成12年国勢調査)	人 口 7,464人 (平成12年国勢調査)	人 口 4,886人 (平成12年国勢調査)	人 口 6,013人 (平成12年国勢調査)
法定定数	26人	法定定数 18人	法定定数 14人	法定定数 18人
条例定数	24人(現員24人)	条例定数 14人(現員14人)	条例定数 12人(現員12人)	条例定数 14人(現員14人)
任 期	H13.5.10~H17.5.9 (参考:H17.5.10~H21.5.9)	任 期 H16.2.1~H20.1.31	任 期 H16.4.10~H20.4.9	任 期 H16.2.8~H20.2.7

2. 基本的な考え方

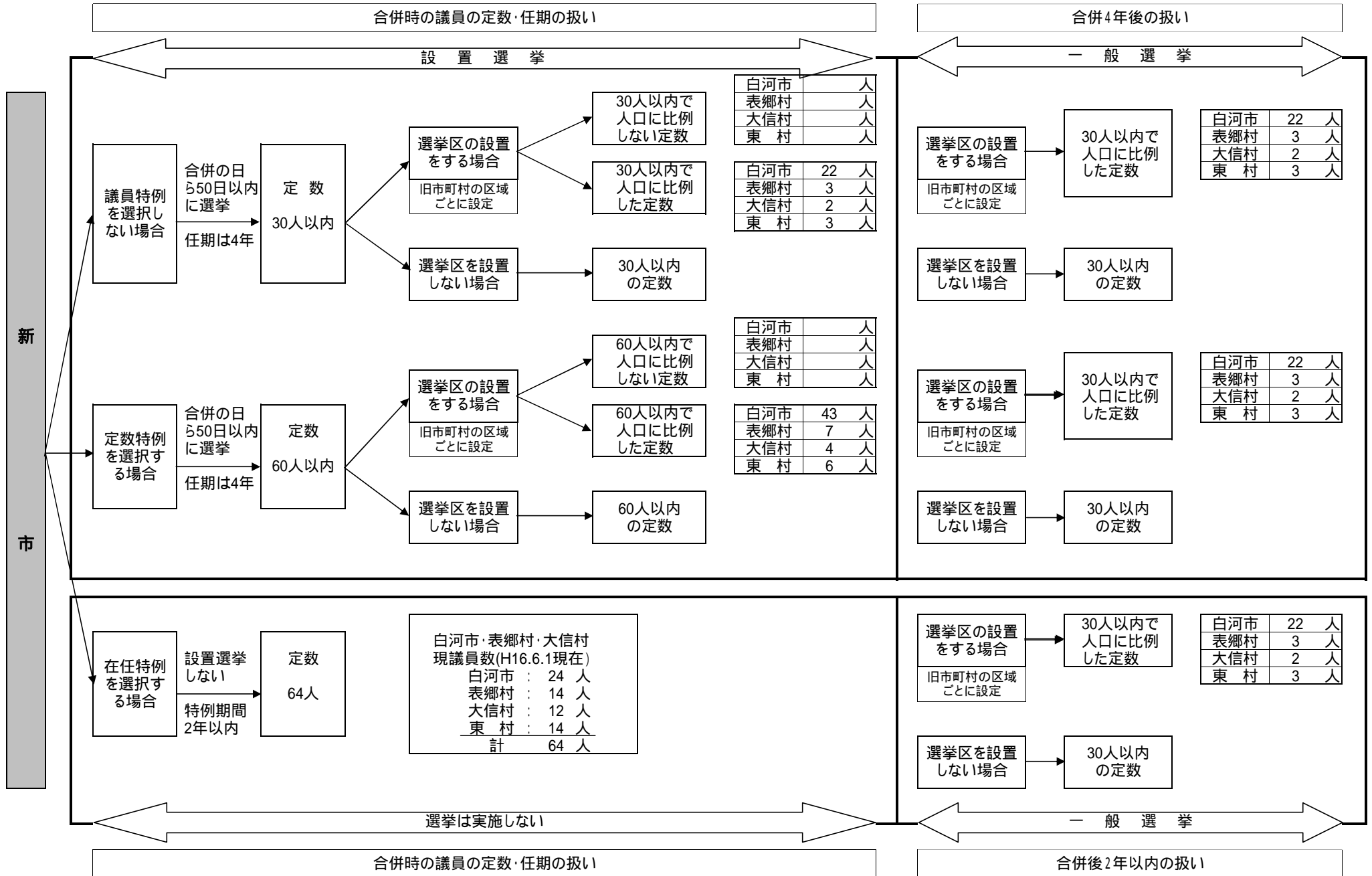
新設合併の場合、合併に伴い4市村の法人格は消滅するため、合併関係市町村の議会議員は全員失職する。
このため、地方自治法第91条の規定に基づく法定定数内での設置選挙を行うか、合併特例法第6条、同法第7条の規定に基づく定数特例又は
在任特例を適用するか協議しなければならない。

3. 議会議員の定数及び任期の取扱いについての内容比較

区 分	選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3
	合併特例法の特例措置を適用しない場合	定数特例を適用する場合 (合併特例法第6条)	在任特例を適用する場合 (合併特例法第7条)
1 議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職するが、合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で、協議で定める期間

区 分	選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3
	合併特例法の特例措置を適用しない場合	定数特例を適用する場合 (合併特例法第6条)	在任特例を適用する場合 (合併特例法第7条)
3 定 数	<p>地方自治法第91条第2項の規定に基づく市町村の人口区分ごとの上限を超えない範囲内で、合併関係市町村の協議により、あらかじめ定めた定数。</p> <p>平成12年国勢調査人口 白河市 47,226人 表郷村 7,464人 大信村 4,886人 東 村 6,013人 合 計 65,589人</p> <p>地方自治法第91条第2項の定数 人口5万人以上10満人未満の市 30人</p>	<p>設置選挙において、当該選挙による議員の任期(4年間)に限って、地方自治法第91条第2項に規定する上限数の2倍まで定数を増加させることができる。 (合併特例法第6条第1項)</p> <p>地方自治法第91条第2項 人口5万人以上10満未満の市 $30人 \times 2 = 60人$</p> <p>留意事項 この特例による定数は、解散又は総辞職により議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。 この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、あらかじめ定数を定める必要がある。</p>	<p>合併関係市町村の議員数が、地方自治法第91条第2項の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員の定数とする。</p> <p>留意事項 この特例による場合、議員に欠員が生じ、又は議員が全てなくなったときは、これに応じてその定数は、地方自治法第91条第2項の規定による定数に至るまで減少する。 この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、合併関係市町村の協議により、あらかじめ定数を定める必要がある。</p>
4 選挙期日	新市設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	新市設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙は行わない
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選挙区	<p>条例で選挙区を設けることができる。 (公職選挙法第15条第6項)</p> <p>〔参考〕 新設合併において、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条)</p>	<p>条例で選挙区を設けることができる。 (公職選挙法第15条第6項)</p>	

合併特例法の選択肢について



【参考資料】

特例適用の状況

(1) 在任特例を適用

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	特例定数(法定数)	特例期間	市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	特例定数(法定数)	特例期間
南部町	山梨県	H15.3.1	30(18)	1年8ヵ月	千曲市	長野県	H15.9.1	53(30)	1年8ヵ月
加美町	宮城県	H15.4.1	49(18)	2年	富士河口湖市	山梨県	H15.11.15	44(26)	1年11ヵ月
神流町	群馬県	H15.4.1	22(14)	1年11ヵ月	いなべ市	三重県	H15.12.1	60(26)	2年
南アルプス市	山梨県	H15.4.1	93(30)	1年11ヵ月	本巣市	岐阜県	H16.2.1	49(26)	1年8ヵ月
山県市	岐阜県	H15.4.1	48(26)	1年1ヵ月	かほく市	石川県	H16.3.1	44(26)	1年2ヵ月
静岡市	静岡県	H15.4.1	72(56)	2年	あわら市	福井県	H16.3.1	34(26)	1年4ヵ月
大崎上島町	広島県	H15.4.1	29(22)	2年	安芸高田市	広島県	H16.3.1	73(26)	9ヵ月
東かがわ市	香川県	H15.4.1	42(26)	2年	壱岐市	長崎県	H16.3.1	62(26)	2年
宗像市	福岡県	H15.4.1	38(30)	1年7ヵ月	対馬市	長崎県	H16.3.1	90(26)	1年3ヵ月
あさぎり町	熊本県	H15.4.1	54(22)	1年1ヵ月	会津若松市	福島県	H16.11.1	46(34)	2年6ヵ月
周南市	山口県	H15.4.21	78(34)	2年	田村地方5町村合併協議会	福島県	H17.3.1 予定	69(26)	1年2ヵ月
瑞穂市	岐阜県	H15.5.1	35(26)	1年8ヵ月					

(2) 定数特例を適用

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	議員定数		
			現行	特例	法定
佐渡市	新潟県	H16.3.1	142	60	30
郡上市	岐阜県	H16.3.1	90	30	26
三次市	広島県	H16.4.1	97	38	30
西予市	愛媛県	H16.4.1	78	31	26

(3) 特例を適用しない

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	備考
飛騨市	岐阜県	H16.2.1	
京丹後市	京都府	H16.3.1	
下呂市	岐阜県	H16.3.1	
御前崎市	静岡県	H16.4.1	
高島地域合併協議会	滋賀県	H17.1.1 予定	
今治市・越智郡11町村合併協議会	愛媛県	H17.1.16 予定	
会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会	福島県	H17.10.1 予定	

(4) 在任特例を適用した場合の、特例期間中の議員報酬の取扱い

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	特例定数(法定数)	特例期間	議員報酬の取扱い
大崎上島町	広島県	H15.4.1	29(22)	2年	同規模団体の例を基本に調整する。
東かがわ市	香川県	H15.4.1	42(26)	2年	現行報酬とする。
周南市	山口県	H15.4.21	78(34)	2年	現行報酬(4市町別)とする。 新市において、徳山市の報酬(最高額)とすることで条例可決。
千曲市	長野県	H15.9.1	53(30)	1年8ヵ月	更埴市(最高額)の報酬に統一。
富士河口湖市	山梨県	H15.11.15	44(26)	1年11ヵ月	現行報酬とする。
いなべ市	三重県	H15.12.1	60(26)	2年	現行報酬とする。
かほく市	石川県	H16.3.1	44(26)	1年2ヵ月	現行報酬とする。
あわら市	福井県	H16.3.1	34(26)	1年4ヵ月	現行報酬とする。
安芸高田市	広島県	H16.3.1	73(26)	9ヵ月	現行報酬とする。
壱岐市	長崎県	H16.3.1	62(26)	2年	現行報酬とする。
対馬市	長崎県	H16.3.1	90(26)	1年3ヵ月	現行報酬とする。
田村地方5町村合併協議会	福島県	H17.3.1 従	69(26)	1年2ヵ月	現行報酬をもとに調整する。
会津若松市・北会津村合併協議会	福島県	H16.11.1	46(34)	2年6ヵ月	現行報酬とする。

原則及び特例等の効果と課題

平成の合併では、地方分権を推進するなか基礎的自治体としての基盤の強化と効率的な行財政の運営が求められている。
 先進事例も含め、議員の身分取扱いでは、財政の効率化と地域住民（有権者）の声を反映させる立場をどう構築していくかが課題となっている。

区分	効果	課題
設置選挙 (原則)	合併構成市町村が多いほど議員数が削減される。 議員選挙が、市長選挙と併せて実施できるため選挙経費が節減できる。 最初の選挙においては、小選挙区を設けた場合、人口に比例しないで定数を定めることができる。	合併前より住民の声が行政に届きにくくなる恐れがある。 また、地域審議会や総合的支所機能など新市の行政システムの在り方とも深く関わってくる。
定数特例	小選挙区の設定など比較的人口の少ない地域でも議員を出すことが可能となる。 議員選挙が、市長選挙と併せて実施できるため選挙経費が節減できる。 最初の選挙においては、小選挙区を設けた場合、人口に比例しないで定数を定めることができる。	在任特例よりは議員数は少なくなるが、依然として行政経費の節減にはつながらない。 議場改修など大幅な費用負担が想定される。
在任特例	地域住民の声を行政に十分に反映させることができる。 特に、合併後における住民不安の解消や地域バランスの確保を図ることができる。	首長など特別職が失職する中で、一時的ではあるが議員数は削減されず、行政経費の削減につながらない。 特例期間終了後の議員選挙となり、市長選とは別々となり、選挙経費が倍増する。 議場改修など大幅な費用負担が想定される。

特例等の主な決定理由

1. 在任特例を適用した理由

- あきる野市：議員として今後のまちづくりを見届けたい。
- 篠山市：議員の任期はわずかしかなかったが、議員発議で協議会をつくった経緯もあり、一年間ぐらいは地域のことを見届けたい。年金特例がなかった。
- 千曲市：合併前の議員が新市建設計画の実施状況を一定の期間見届けることが、新しいまちづくりのスタート時に必要と考えた。新市建設計画に沿った、1年間を通した最初の予算でもある平成16年度の終了する平成17年3月議会で確認した後、1ヶ月猶予した平成17年4月末日とした。
- 東かがわ市：合併前の各町の行政を熟知した現議員が合併後の新町建設計画お円滑な実施に参画し、新しいまちづくりの進捗を現議員の責任で見届ける。
- 加美町：制度上、町長が失職するため、合併を進めてきたもう一方の車輪である議会議員が、合併後の過渡期の一定期間在職し、合併協議の経過を踏まえて、新町の事務事業執行に対して責任を持つことが不可欠である。合併で「住民の意見が行政に届きにくくなる」との懸念もあり、地域審議会等が機能するまでの間は、地域の声を新町政に反映する役割は、主に議会議員が担う必要がある。新町の予算及び決算の審査を通じて、新町の事務事業執行に責任を持ち、さらに地域の声を反映させることを考慮すると、合併1年目の決算審査(H16.9)を踏まえた3年目の予算審査(H17.3)まで行うことが適当であり、在任期間としては2年が適当である。

2. 定数特例を適用する理由

- 佐渡市：地域審議会を設置するため、在任特例は適用しない。ただし、議員数の激変するのを避けるために定数特例を適用する。
- 郡上市：規模の小さな村の急激な変化に配慮するため、旧町村の区域ごとの小選挙区制度を採用し、各選挙区の定数を協議しながら、なるべく定数に近い人数にするため定数特例を適用する。

3. 特例を適用しないとする理由

- 今治市：住民は、合併に行政経費の軽減や行財政の効率化に最も期待を寄せており、議員定数においても合併の原点に立ち経費節減効果の高い地方自治法の原則を適用する。
- 京丹後市：住民意識調査の結果、住民が合併に期待することの中で、行政経費の削減への期待が多かったことを重視した。
- 西近江市：合併による財政面での効果である、人件費の削減の観点から、特例を適用させるのは、住民への説明責任が果たせない。町長も失職するのであれば、議員も失職して、新市において新しい市議会議員を選ぶべき。

【参考法令関係】

地方自治法（抜粋）

〔市町村議会の議員の定数〕

第91条 市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- | | |
|------------------------|---|
| (1)人口2千未満の町村 | 12人 |
| (2)人口2千以上5千未満の町村 | 14人 |
| (3)人口5千以上1万未満の町村 | 18人 |
| (4)人口1万以上2万未満の町村 | 22人 |
| (5)人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 | 26人 |
| (6)人口5万以上10万未満の市 | 30人 |
| (7)人口10万以上20万未満の市 | 34人 |
| (8)人口20万以上30万未満の市 | 38人 |
| (9)人口30万以上50万未満の市 | 46人 |
| (10)人口50万以上90万未満の市 | 56人 |
| (11)人口90万以上の市 | 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあっては、96人） |

【省 略】

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例で定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

〔任期〕

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたため新たに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。

〔人口の定義〕

第254条 この法律における人口は、官報で告示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

〔議会の議員の定数に関する特例〕

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

【省 略】

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

〔議会の議員の在任に関する特例〕

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

公職選挙法(抜粋)

〔地方公共団体の議会の議員の選挙区〕

第15条 【省略】

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。

【省略】

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

〔一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙〕

第33条 【省略】

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

〔設置選挙〕

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

公職選挙法施行令(抜粋)

〔人口に比例しない議員の定数〕

第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないので定めることができる。

【行政実例】

「人口に比例しない」定める期間(昭和33年12月25日)

問 公職選挙法施行令第9条の規定は、新設合併の場合においては、設置選挙(その再選挙及び補欠選挙を含む)に限って適用すべきものと解されており又法の趣旨からも第2回以後の一般選挙は人口に比例しない議員の定数のまま執行することはできないと解するが如何。

答 お見込みのとおり

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			
調整方針	1 新市に1つの農業委員会を置き、4市村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併の日から1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 2 新市の農業委員会の選挙による委員の在任特例期間中の報酬は、現行のとおりとする。 3 新市の農業委員会の特例期間終了後の選挙による委員の定数は、30人とする。 4 新市の農業委員会の委員の選挙においては、4市村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区における定数は、次のとおりとする。				
	選挙区	白河選挙区	表郷選挙区	大信選挙区	東選挙区
	定数	12人	6人	6人	6人

【基本的な考え方】

新設合併の場合、合併の前日で4市村の法人格は消滅するので、原則として、当該農業委員会の委員は全て身分を失うこととなる。このため、農業委員会等に関する法律（以下「農委法」という。）等の規定に基づき、設置選挙を行うか、合併特例法又は農委法の規定に基づく特例を適用するかなどについて協議することとなる。

区分	4市村の現況									
	白河市		表郷村		大信村		東村		合計	
	条例定数	現員	条例定数	現員	条例定数	現員	条例定数	現員	条例定数	現員
選挙による委員	22人	21人	16人	15人	12人	11人	12人	12人	62人	59人
選任委員	農協理事	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	4人	4人
	共済理事	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	4人	4人
	学識経験者	5人以内	4人	5人以内	2人	5人以内	2人	5人以内	2人	20人以内
計	29人	27人	23人	19人	19人	15人	19人	16人	90人	77人
任期	平成14年7月20日から平成17年7月19日まで (3年間)		平成14年7月20日から平成17年7月19日まで (3年間)		平成14年7月20日から平成17年7月19日まで (3年間)		平成14年7月20日から平成17年7月19日まで (3年間)			
農業委員会の数	1		1		1		1		4	
選挙区	1選挙区		1選挙区		1選挙区		1選挙区		4選挙区	

区 分	4 市 村 の 現 況				
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村	合 計
市村面積 (ha)	11,767	6,648	8,077	4,038	30,530
農地面積 (ha)	1,889	1,123	858	1,166	5,036
農地割合 (%)	20.9	19.9	13.2	34.7	20.5
人 口 (人)	47,581	7,409	4,914	6,055	65,959
選挙人数 (人)	4,467	2,077	2,450	2,404	11,398
世 帯 数 (戸)	17,313	1,940	1,244	1,503	19,276
農家世帯数 (戸)	1,345	794	536	628	3,303
農業生産法人数	4	0	1	2	7
基準農業者数	1,349	794	537	630	3,310
農業協同組合	白河農業協同組合	東西しらかわ農業協同組合	白河農業協同組合	白河農業協同組合	
農業共済組合	白河地方農業共済組合	白河地方農業共済組合	白河地方農業共済組合	白河地方農業共済組合	

資料：農林水産省「2000年世界農林業センサス」
住民基本台帳（平成16年8月1日現在）

基準農業者数 = 農家世帯数 + 農業生産法人数

選挙人数 = 10アール以上の農地の耕作者とその同居の親族又は配偶者（20歳以上の者）+ 10アール以上の農業生産法人の組合員、社員又は株主（20歳以上の者）

1. 新市の農業委員会の委員の定数及び任期の調整の選択肢

農業委員会等に関する法律第3条第2項により市町村の面積が24千ヘクタール又は農地面積が7千ヘクタール以上の場合、区域を2以上に分けて各区域に農業委員会をおくことができるため、選挙による委員の定数及び任期の調整の選択肢として下記のとおりとなる。

なお、選任委員については、合併の日を選任となる。

(1つの農業委員会に農業協同組合、共済組合から各1人、関係土地改良区の中から1人、学識経験者4人以内)

【選挙による委員の定数及び任期の調整の選択肢】

区 分	特例の適用	選挙による委員の選任方法	定 数	任 期
1つの農業委員会を設置するとき	なし	・合併後50日以内に新たに選挙を行う。	・農業委員会に関する法律施行令第2条の2に定める基準に従い、新市の条例で定める	・当選の日から3年
	合併特例法第8条第1項第1号 (在任特例)	・現在の委員は、そのまま新市の農業委員会委員となる。ただし新市での農業委員会の定数を超える場合は、互選により定める。	・協議により、10人以上80人以内の範囲で定められた数	・合併後1年を超えない範囲で協議で定めた期間
旧4市村の区域によらない複数の農業委員会を設置するとき	なし	・合併後50日以内に新市の各農業委員会ごとに新たに選挙を行う。	・各農業委員会ごとに農業委員会に関する法律施行令第2条の2に定める基準に従い、新市の条例で定める。	・当選の日から3年
	合併特例法第8条第1項第1号	・現在の委員は、そのまま新市の各農業委員会の委員となる。ただし新市での各農業委員会の定数を超える場合は、互選により定める。	・各農業委員会ごとに協議により、10人以上80人以内の範囲で定められた数	・合併の日から1年を超えない範囲で協議で定めた期間
旧4市村の区域による複数の農業委員会を設置するとき		・現在の委員は、そのまま新市の各農業委員会の委員となる。	・現在の定数を引き継ぐ。	・現在の任期を引き継ぐ ・設置期間を定めた場合は、その期間まで

【選択肢の概要】

1つの農業委員会を設置し、在任特例を適用しない。

白河市農業委員会	選挙委員数 22人
表郷村農業委員会	選挙委員数 16人
大信村農業委員会	選挙委員数 12人
東村農業委員会	選挙委員数 12人

合
併
設
置
選
挙

新市の農業委員会	選挙委員数 30人以下
----------	----------------

定数は、農業委員会に関する法律施行令第2条の2に定める基準に従い、新市の条例で定める。

1つの農業委員会を設置し、在任特例を適用する。

白河市農業委員会	選挙委員数 22人
表郷村農業委員会	選挙委員数 16人
大信村農業委員会	選挙委員数 12人
東村農業委員会	選挙委員数 12人

合
併

← 任期1年以内 →

新市の農業委員会	選挙委員数 62人以下
----------	----------------

在任特例期間内の定数は、協議により、10人以上80人以内の範囲で定める。

一
般
選
挙

新市の農業委員会	選挙委員数 30人以下
----------	----------------

定数は、農業委員会に関する法律施行令第2条の2に定める基準に従い、新市の条例で定める。

旧4市村の区域によらない、複数の農業委員会を設置し、在任特例を適用しない。

白河市農業委員会	選挙委員数 22人
表郷村農業委員会	選挙委員数 16人
大信村農業委員会	選挙委員数 12人
東村農業委員会	選挙委員数 12人

合 併

設 置 選 挙

新市の農業委員会	選挙委員数 規模による
新市の農業委員会	選挙委員数 規模による

各農業委員の定数は、農業委員会に関する法律施行令第2条の2に定める基準に従い、新市の条例で定める。

旧4市村の区域によらない、複数の農業委員会を設置し、在任特例を適用する。

白河市農業委員会	選挙委員数 22人
表郷村農業委員会	選挙委員数 16人
大信村農業委員会	選挙委員数 12人
東村農業委員会	選挙委員数 12人

合 併

← 任期1年以内 →

新市の農業委員会	選挙委員数 規模による
新市の農業委員会	選挙委員数 規模による

各農業委員の定数は、在任特例期間内の定数は、協議により、10人以上80人以内の範囲で定める。

一 般 選 挙

新市の農業委員会	選挙委員数 規模による
新市の農業委員会	選挙委員数 規模による

各農業委員の定数は、農業委員会に関する法律施行令第2条の2に定める基準に従い、新市の条例で定める。

旧市町村の区域による4つの農業委員会を設置する。(境界の変更の場合の特例)

白河市農業委員会	選挙委員数
	22人

表郷村農業委員会	選挙委員数
	16人

大信村農業委員会	選挙委員数
	12人

東村農業委員会	選挙委員数
	12人

合併

白河市農業委員会	選挙委員数
	22人

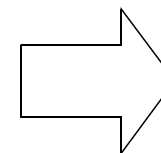
表郷村農業委員会	選挙委員数
	16人

大信村農業委員会	選挙委員数
	12人

東村農業委員会	選挙委員数
	12人

各農業委員会は、新市の各農業委員会となってそのまま存続する。
(農業委員会の選挙委員の定数、任期もそのまま存続する。)

適用期間を定めない場合



平成20年7月19日

一般選挙

適用期間を定めた場合

一般選挙

新市の農業委員会	選挙委員数
	30人以下

定数は、農業委員会に関する法律施行令第2条の2に定める基準に従い、新市の条例で定める。

適用期間経過後

2. 選挙区の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第10条の2第2項により、1つの農業委員会の区域を分けて2つ以上の選挙区を設ける場合は、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。また、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例により定めることとなる。

4市村地区ごとに選挙区を設置した場合の定数（定数を30人とし、選挙人の数に比例した場合）

区 分	全 体	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
選挙人数（人）	11,398	4,467	2,077	2,450	2,404
割 合（％）		39.2	18.2	21.5	21.1
選挙委員定数（人）	30	12	6	6	6

選挙による委員の定数について
 農業委員の選挙による委員の定数については、農地面積、基準農業者数による定数基準が以下の3段階定められている。この基準の中で、各市町村が条例で定めることとなる。

- ・「農業委員会等に関する法律」第7条第1項、「同施行令」第2条の2
 - 農地面積5,000haを超え、かつ、基準農業者数6,000を超える農業委員会・・・40人以下
 - 農地面積1,300haを超え、かつ、基準農業者数1,100を超える場合であって、 に該当する農業委員会以外の農業委員会・・・30人以下
 - 農地面積1,300ha以下、又は基準農業者数1,100以下の農業委員会・・・20人以下

【農業委員会委員の報酬】

4市村の農業委員会委員の報酬（年額）

区 分	白河市	表郷村	大信村	東 村
会 長	444,000 円	373,000 円	439,000 円	373,000 円
会長代理	310,000 円	311,000 円	311,000 円	311,000 円
部 会 長	310,000 円			
委 員	310,000 円	249,000 円	249,000 円	249,000 円
費用弁償			委員会出席日額 1,500 円	委員会出席日額 1,000 円

県内9市の農業委員会委員の報酬（年額）

区 分	福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	須賀川市	喜多方市	原町市	相馬市	二本松市
会 長	837,600 円	594,000 円	996,000 円	1,116,000 円	425,000 円	420,000 円	440,000 円	450,000 円	445,000 円
会長代理	637,200 円	426,000 円	768,000 円	816,000 円	350,000 円	352,000 円	325,000 円	320,000 円	395,000 円
部 会 長	637,200 円		672,000 円	696,000 円	350,000 円				
部会長代理	579,600 円		612,000 円	684,000 円	350,000 円				
委 員	579,600 円	426,000 円	588,000 円	660,000 円	305,000 円	347,000 円	310,000 円	305,000 円	375,000 円
費用弁償							委員会出席 日額 3,000 円		

先 進 事 例

市町村名等	人 口	農業委員会の委員の取扱い			協 定 内 容
		委員会の数	在任特例	選挙区	
瑞穂市 (岐阜県)	46,571人	1	1年		<p>1 新市に1つの農業委員会を置き、農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2 新市の選挙による委員の定数は20人とする。また、農委法第12条第1項第2号の規定による選任による委員の定数は4人とする。</p>
周南市 (山口県)	157,383人	4 (旧市町の農業委員会の数)	適用しない	選挙区及び各選挙区の定数は新市で調整	<p>2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については新市において調整する。</p>
さぬき市 (香川県)	57,773人	1	3ヶ月 (H17.7.19まで)		<p>農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>
桑名市・多度町・長島町合併協議会 (三重県)	134,856人	1	合併後1年を超えない範囲		<p>1 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>2 農業委員会の選挙による委員については、現在の59名は合併後1年を超えない範囲で引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>
佐野市・田沼町・葛生町合併協議会 (栃木県)	128,282人	1	5ヶ月 (H17.7.19まで)	5区の実選挙区	<p>農業委員会については、新市に1つの農業委員会を置き、3市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>新市に5区の実選挙区を設け、選挙による委員の定数は20人とする。</p>

先 進 事 例

市町村名等	人 口	農業委員会の委員の取扱い			協 定 内 容
		委員会の数	在任特例	選挙区	
高梁地域合併協議会 (岡山県)	人口 41,077人	1	9ヶ月 (H17.7.19まで)	選挙区設置	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市に1つの農業委員会を置く。 2 1市4町の各農業委員会の委員のうち選挙による委員については、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで、引続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 3 新市の農業委員会の選挙による委員の報酬は、高梁市における現行の委員の例に準ずるものとする。 4 新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、特例期間終了後には30人とする。 5 新市の農業委員会の委員の選挙においては、選挙区を設けるものとし、その区域及び定数については、新市において検討する。
会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会	人口 26,172人	1	2ヶ月 (H17.11.30まで)	従前の町村に設置された区域ごとに選挙区を設ける	<ol style="list-style-type: none"> 1 新町に1つの農業委員会を設置する。 2 3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年11月30日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。 3 平成17年12月1日以降の選挙による委員の定数は20人とし、従前の町村に設置された区域ごとに選挙区(会津高田町3・会津本郷町1・新鶴村1)を設け、その選挙区毎の定数は4人とする。
田村地方5町村合併協議会	人口 45,052人	1	5ヶ月 (H17.7.19まで)	従前の町村に設置された区域ごとに選挙区を設ける	<p>新市(町)に1つの農業委員会を置き、5町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後引き続き新市(町)の農業委員会の選挙による委員として在任する。ただし、任期は平成17年7月19日までとする。</p> <p>平成17年7月20日以降は、選挙による委員数は30人とし、従前の町村に設置された区域ごとに選挙区を設ける。</p>

参 考 法 令 関 係

農業委員会等に関する法律〔抜粋〕

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、40人を超えない範囲内で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選挙の単位）

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

（1）農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）又は組合員各1人

（2）当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人（条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数）以内

（委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

参 考 法 令 関 係

農業委員会等に関する法律施行令〔抜粋〕

(2以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

(農業委員会を置かない市町村)

第2条 法第3条第5項の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあつては800ヘクタール、都府県にあつては200ヘクタールを超えない市町村とする。

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、法第12条第1号の委員として選任しなければならない委員の数と4人(同条第2号の条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数)との合計数を超え、かつ、次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区 分	委員の数の上限
1 (1)その区域の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2)10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「農業生産法人数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人
2 1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人
3 その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを越え、かつ、基準農業者数が6,000を越える農業委員会	40人

市町村の合併に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定める者とする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下指定都市という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	9 地方税の取扱い
調整方針	<p>1 個人市民税、軽自動車税及びたばこ税については、現行のとおりとし、納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>2 法人市民税の法人税割の税率については、白河市の例により超過税率を採用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により不均一課税とし、課税減免については、新市において調整する。</p> <p>3 固定資産税の税率については、標準税率を採用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により不均一課税とし、納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。なお、不均一課税期間終了後の白河市の超過税率相当分については、新市において合併前の白河市の区域に係る都市計画税への組み替えを検討する。</p> <p>4 入湯税については、白河市及び大信村の例により統一する。</p>

4市村の現況		白河市	表郷村	大信村	東村
個人市民税	納税義務者	・市内に住所を有する個人 [均等割] + [所得割] ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 [均等割]	・村内に住所を有する個人 [均等割] + [所得割] ・村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で村内に住所を有しない者 [均等割]	・村内に住所を有する個人 [均等割] + [所得割] ・村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で村内に住所を有しない者 [均等割]	・村内に住所を有する個人 [均等割] + [所得割] ・村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で村内に住所を有しない者 [均等割]
	賦課期日	・1月1日	・1月1日	・1月1日	・1月1日
	税率	[均等割] 3,000 円 [所得割] 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%	[均等割] 3,000 円 [所得割] 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%	[均等割] 3,000 円 [所得割] 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%	[均等割] 3,000 円 [所得割] 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%
	徴収方法及び納期	[普通徴収] 第1期 6月16日から同月30日 第2期 8月16日から同月31日 第3期 10月16日から同月31日 第4期 1月16日から同月31日 [特別徴収] 月割額を徴収月の翌月10日 (納期特例事業所) 6月から11月分 12月10日 12月から5月分 6月10日	[普通徴収] 第1期 6月1日から同月30日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 10月1日から同月31日 第4期 1月1日から同月31日 [特別徴収] 月割額を徴収月の翌月10日 (納期特例事業所) 6月から11月分 12月10日 12月から5月分 6月10日	[普通徴収] 第1期 6月16日から同月30日 第2期 8月16日から同月31日 第3期 10月16日から同月31日 第4期 1月16日から同月31日 [特別徴収] 月割額を徴収月の翌月10日 (納期特例事業所) 6月から11月分 12月10日 12月から5月分 6月10日	[普通徴収] 第1期 6月10日から同月30日 第2期 8月10日から同月31日 第3期 10月10日から同月31日 第4期 1月10日から同月31日 [特別徴収] 月割額を徴収月の翌月10日 (納期特例事業所) 6月から11月分 12月10日 12月から5月分 6月10日
	課税減免	・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒	・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒	・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒	・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒

区 分	白河市	表郷村	大信村	東 村								
納税義務者	・市内に事務所又は事業所を有する法人 [均等割] + [法人税割]	・村内に事務所又は事業所を有する法人 [均等割] + [法人税割]	・村内に事務所又は事業所を有する法人 [均等割] + [法人税割]	・村内に事務所又は事業所を有する法人 [均等割] + [法人税割]								
	・市内に、寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（「寮等」）を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの [均等割]	・村内に、寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（「寮等」）を有する法人で、当該村内に事務所又は事業所を有しないもの及び村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの [均等割]	・村内に、寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（「寮等」）を有する法人で、当該村内に事務所又は事業所を有しないもの及び村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの [均等割]	・村内に、寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（「寮等」）を有する法人で、当該村内に事務所又は事業所を有しないもの及び村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの [均等割]								
法人市村民税	[均等割] 標準税率			[均等割] 標準税率			[均等割] 標準税率			[均等割] 標準税率		
	資本金の金額	従業員数	税 額	資本金の金額	従業員数	税 額	資本金の金額	従業員数	税 額	資本金の金額	従業員数	税 額
	50億円超	50人超	3,000,000 円	50億円超	50人超	3,000,000 円	50億円超	50人超	3,000,000 円	50億円超	50人超	3,000,000 円
		50人以下	410,000 円		50人以下	410,000 円		50人以下	410,000 円		50人以下	410,000 円
	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000 円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000 円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000 円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000 円
		50人以下	410,000 円		50人以下	410,000 円		50人以下	410,000 円		50人以下	410,000 円
	1億円超 10億円以下	50人超	400,000 円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000 円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000 円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000 円
		50人以下	160,000 円		50人以下	160,000 円		50人以下	160,000 円		50人以下	160,000 円
	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000 円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000 円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000 円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000 円
		50人以下	130,000 円		50人以下	130,000 円		50人以下	130,000 円		50人以下	130,000 円
1千万円以下	50人超	120,000 円	1千万円以下	50人超	120,000 円	1千万円以下	50人超	120,000 円	1千万円以下	50人超	120,000 円	
	50人以下	50,000 円		50人以下	50,000 円		50人以下	50,000 円		50人以下	50,000 円	
[法人税割] 超過税率 資本等の金額が1,000万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 14.5% 上記以外の法人等 13.7%			[法人税割] 標準税率 12.3%			[法人税割] 標準税率 12.3%			[法人税割] 標準税率 12.3%			
課税減免	・民法第34条の公益法人 ・地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 ・政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政治団体 ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人	・民法第34条の公益法人 ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人	・民法第34条の公益法人 ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人	・民法第34条の公益法人 ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人								
徴収方法	・申告納付	・申告納付	・申告納付	・申告納付								

区 分	白河市	表郷村	大信村	東 村
納税義務者	・固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	・固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	・固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	・固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者
賦課期日	・1月1日	・1月1日	・1月1日	・1月1日
税率及び 免税点	・超過税率 1.5% ・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	・標準税率 1.4% ・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	・標準税率 1.4% ・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	・標準税率 1.4% ・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満
納 期	第1期 4月16日から同月30日 第2期 7月16日から同月31日 第3期 12月16日から同月25日 第4期 2月16日から同月末日	第1期 4月1日から同月30日 第2期 7月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 12月1日から同月25日	第1期 5月1日から同月31日 第2期 7月1日から同月31日 第3期 12月1日から同月25日 第4期 2月1日から同月28日	第1期 5月1日から同月31日 第2期 7月1日から同月31日 第3期 12月1日から同月25日 第4期 2月1日から同月28日
課税減免	・貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く) ・市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	・貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く) ・村の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	・貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く) ・村の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	・貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く) ・村の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
徴収方法	・普通徴収	・普通徴収	・普通徴収	・普通徴収

区 分	白河市	表郷村	大信村	東 村
納税義務者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者
賦課期日	・4月1日	・4月1日	・4月1日	・4月1日
軽自動車税	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
	原動機付自転車	原動機付自転車	原動機付自転車	原動機付自転車
	50CC以下	50CC以下	50CC以下	50CC以下
	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
	50CC超90CC以下	50CC超90CC以下	50CC超90CC以下	50CC超90CC以下
	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円
	90CC超125CC以下	90CC超125CC以下	90CC超125CC以下	90CC超125CC以下
	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円
	3輪以上20CC超50CC以下	3輪以上20CC超50CC以下	3輪以上20CC超50CC以下	3輪以上20CC超50CC以下
	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円
	軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車及び小型特殊自動車
	軽2輪車	軽2輪車	軽2輪車	軽2輪車
	2,400 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円
	軽3輪車	軽3輪車	軽3輪車	軽3輪車
3,100 円	3,100 円	3,100 円	3,100 円	
軽4輪乗用車(営業用)	軽4輪乗用車(営業用)	軽4輪乗用車(営業用)	軽4輪乗用車(営業用)	
5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	
軽4輪乗用車(自家用)	軽4輪乗用車(自家用)	軽4輪乗用車(自家用)	軽4輪乗用車(自家用)	
7,200 円	7,200 円	7,200 円	7,200 円	
軽4輪貨物車(営業用)	軽4輪貨物車(営業用)	軽4輪貨物車(営業用)	軽4輪貨物車(営業用)	
3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	
軽4輪貨物車(自家用)	軽4輪貨物車(自家用)	軽4輪貨物車(自家用)	軽4輪貨物車(自家用)	
4,000 円	4,000 円	4,000 円	4,000 円	
雪上走行車	雪上走行車	雪上走行車	雪上走行車	
2,400 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円	
小型特殊自動車(農耕用)	小型特殊自動車(農耕用)	小型特殊自動車(農耕用)	小型特殊自動車(農耕用)	
1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	
小型特殊自動車(その他)	小型特殊自動車(その他)	小型特殊自動車(その他)	小型特殊自動車(その他)	
4,700 円	4,700 円	4,700 円	4,700 円	
2輪の小型自動車	2輪の小型自動車	2輪の小型自動車	2輪の小型自動車	
4,000 円	4,000 円	4,000 円	4,000 円	
納 期	・5月11日から同月31日	・4月11日から同月30日	・4月11日から同月30日	・4月11日から同月30日
課税免除	・商品であつて使用しない軽自動車等 ・原動機付自転車を製造又は販売する者が車体試験又は廻送のため標識を取付使用するもの	・公益のため、直接専用するものと認めるもの	・公益のため、直接専用するものと認めるもの	・公益のため、直接専用するものと認めるもの
徴収方法	・普通徴収	・普通徴収	・普通徴収	・普通徴収

区 分		白河市	表郷村	大信村	東 村
市村たばこ税	納税義務者	・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者
	税 率	・旧三級品以外の製造たばこ 1,000本につき 2,977 円 ・旧三級品の製造たばこ 1,000本につき 1,412 円	・旧三級品以外の製造たばこ 1,000本につき 2,977 円 ・旧三級品の製造たばこ 1,000本につき 1,412 円	・旧三級品以外の製造たばこ 1,000本につき 2,977 円 ・旧三級品の製造たばこ 1,000本につき 1,412 円	・旧三級品以外の製造たばこ 1,000本につき 2,977 円 ・旧三級品の製造たばこ 1,000本につき 1,412 円
	課税免除	・卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する	・卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する	・卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する	・卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する
	徴収方法	・申告納付	・申告納付	・申告納付	・申告納付
入湯税	納税義務者	・鉱泉浴場の入湯客	/	・鉱泉浴場の入湯客	・鉱泉浴場の入湯客
	税 率	・入湯客1人1日について150円		・入湯客1人1日について150円	・宿泊した入湯客1人1日について150円 ・日帰りの入湯客1人1日について100円
	課税免除	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者		・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・大信村地域福祉センターにおける入湯者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・(株)ひがし振興公社における入湯者
	徴収方法	・特別徴収 ・入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。 ・毎月15日までに、前月分に係る納入申告書を提出し、納入書により納入		・特別徴収 ・入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。 ・毎月15日までに、前月分に係る納入申告書を提出し、納入書により納入	・特別徴収 ・入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。 ・毎月15日までに、前月分に係る納入申告書を提出し、納入書により納入

留意事項

- 1 地方税上、市町村が課税できる税として構成市村内には「市村民税」「固定資産税」「軽自動車税」「たばこ税」の普通税と、「入湯税」の目的税があり、これら地方税の取扱いについて協議する。
- 2 各市町村で課税している税目や税率、納期等が異なっている場合、統一する必要がある。
- 3 ただし、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一課税することが、かえって住民の負担にとって不均衡が生じる場合は、「市町村の合併の特例に関する法律」第10条第1項の規定により、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、課税をしないこと(課税免除)又は不均一課税をすることができるとされている。

地方税の概要

1 個人市町村民税

- ・個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。
なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額等が同じであるため、納税義務者の便宜を図る観点から、市町村がこれらを合わせて課税している。
- 均等割
 - ・均等割は、所得金額の多少に係わらず一定の税額を課税する。
 - ・標準税率は、3,000円となっている。
- 所得割
 - ・所得割は、所得金額を基礎として算定する。
 - ・標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が12%となっている。
 - 標準税率：地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率。

2 法人市町村民税

- ・法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。
- 均等割
 - ・均等割は、所得の有無に係わらず一定の税額を課税する。
 - ・標準税率は、資本金の金額と従業員数に応じて9段階に分かれており、制限税率は、標準税率の1.2倍までとなっている。
- 法人税割
 - ・法人税割は、法人税額を基礎として算定する。
 - ・標準税率は、12.3%、制限税率は14.7%までとなっている。
 - 制限税率：地方団体が課税する場合にこれを超えてはならないものとして法により定されている税率。

3 固定資産税

- ・固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。
- ・税額は、固定資産評価基準に基づき評定した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は1.4%となっている。
- 償却資産：工場で使われる機械や事務所の備品などの事業用資産をいう。ただし、営業権や特許権などの無形減価償却、自動車税や軽自動車がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除く。

4 軽自動車税

- ・軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車の所有者に対して課税する。
- ・標準税率は、種別、総排気量等に応じ、1台あたり1,000円から7,200円までの年額で定められており、制限税率は、標準課税の1.2倍までとなっている。

5 市町村たばこ税

- ・市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に国税、都道府県税、市町村税が含まれている。
- ・納税義務者は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。
- ・税率は、一定税率となっており、1,000本につき2,977円(旧三級品の紙巻たばこ(わかば、しんせいなど6品目)は1,000本につき1,412円)となっている。

6 入湯税

- ・入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、入湯客に対して課税する。
- ・標準課税は、一人1日150円となっている。

【参考法令関係】

市町村の合併に関する法律(抜粋)

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

(趣旨)

市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、合併市町村の住民にとって均衡を欠くと認められる場合に、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限り、不均一の課税をすることができる旨定めたものである。

不均一課税については、地方税法第6条第2項及び第7条において定められており、同条第2項には「地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。」旨を規定している。この「公益上その他の事由」とは、当該課税対象に対し不均一の課税をすることが直接公益を増進し、又は不均一の課税をしないことが直接公益を阻害する場合その他これに準ずる場合を言うものとされている。しかし、同項の規定では、市町村の合併における「公益上その他の事由」の範囲が必ずしも明確ではないことから、本条に合併年度及びその後の5年度に限り、衡平の原則を保持するためには不均一の課税をすることができることを明確に規定したものである。

(運用)

不均一課税のできる場合

合併市町村が不均一課税のできる場合

合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

市町村の合併により承継した財産若しくは負債の額について合併関係市町村の相互の間に著しい差があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

のいずれかに該当する場合に限られる。

(対象税目)

税率については、標準税率、制限税率、一定税率及び任意税率の4種類があるが、一定税率をとる市町村たばこ税については、不均一課税を行う余地はない。

(特例の範囲)

不均一課税の特例は、合併の日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、同一市町村内において区域により税率を異にすることを認めたものであるが、市町村の一体性及び住民負担の公正を期する観点からも、この特例の適用期間はできる限り短期間に抑えるよう努めるべきであるほか、合併前以上に不均衡を増す措置は認められないものと解される。また、制限税率がある場合には、当然に、これを超えた不均一課税を行うことはできない。

(その他)

市町村は、地方税の税目、課税客体、課税標準・税率その他賦課徴収については、市町村の条例で規定しなければならない(地方税法第3条第1項)。したがって、一般と異なる税率で賦課する不均一課税を行おうとする場合にも、条例で規定しなければならないものである。

合併後に不均一課税を行うか否かについて、合併特例法においては、あらかじめ合併関係市町村の間で協議する旨の規定はされていないが、事実上の取扱いとしては事前に取り決めることが適当である。しかし、この取り決めはあくまでも申し合わせ事項に過ぎないものであり、合併市町村においてあらためて正規の条例改正等の手続きをとってはじめて、不均一課税が行われるものである。

地方税法(抜粋)

〔地方団体の課税権〕

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

〔地方税の賦課徴収に関する規定の形式〕

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

〔市町村が課することができる税目〕

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等(第701条の31第1項第1号の指定都市等をいう。)は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5) 国民健康保険税

〔公益等に因る課税免除及び不均一課税〕

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

〔受益に因る不均一課税及び一部課税〕

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

〔個人の均等割の税率〕

第310条 個人の均等割の標準税率は、3千円とする。

〔所得割の税率〕

第314条の3 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定められた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の5分の1の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に5を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

(以下省略)

〔法人等の均等割の税率〕

第312条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本節において「法人等」と総称する。)に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

(以下省略)

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

〔法人税割の税率〕

第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

〔固定資産税の税率〕

第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。

2 市町村は、当該市町村の固定資産税の一の納税義務者であつてその所有する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額が当該市町村の区域内に所在する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の3分の2を超えるものがある場合において、固定資産税の税率を定め、又はこれを変更して100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする。

〔固定資産税の納期〕

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

〔軽自動車税の標準税率〕

第444条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(以下省略)

〔軽自動車税の賦課期日及び納期〕

第445条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

先進事例

【千曲市】（H15.9.1合併）

- 1 個人市民税は、標準税率を採用する。個人所得割は、現行のとおり(標準税率)とする。ただし、合併する年度は旧市町の例による。納期は、更埴市、上山田町の例による。ただし、合併する年度は、旧市町の納期による。
- 2 法人市民税の均等割は、標準税率を採用する。法人税率は、標準税率を採用する。合併年度は旧市町の例による。
- 3 固定資産税の税率は、標準税率を採用する。ただし、合併年度は旧市町の例による。納期は、更埴市の例による。ただし、合併年度は旧市町の納期による。
- 4 都市計画税の税率は、0.1% (負担調整措置なし)とする。ただし、合併年度は旧市町の例による。
- 5 軽自動車税の税率は、現行のとおり(標準税率)とする。納期は、更埴市、戸倉町の例による。ただし、合併年度は旧市町の納期による。
- 6 たばこ税については、現行のとおりとする。
- 7 鉱産税については、戸倉町、上山田町の例による。
- 8 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- 9 入湯税については、戸倉町、上山田町の例による。

【周南市】（H15.4.21合併）

- 1 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を採用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。
- 2 法人市民税の法人税割の税率は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を採用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。
- 3 固定資産税の税率は、標準税率を採用する。固定資産税の納期は、熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、第1期の納期は5月1日から5月31日とする。
- 4 都市計画税は徳山市、新南陽市の例により調整する。ただし、納期については、固定資産税の取扱いと同様とする。
- 5 軽自動車税の税率は、徳山市、鹿野町の例により調整する。納期は徳山市、鹿野町の例により調整する。
- 6 特別土地保有税は、徳山市、新南陽市、熊毛町、の例により調整する。
- 7 入湯税は、熊毛町の例により調整する。
- 8 鉱産税は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。

【宇和島市】（H16.10.1合併予定）

- 1 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を採用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は吉田町、津島町の例により調整する。
- 2 法人市民税の均等割及び法人税割の税額は、制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を採用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。
- 3 固定資産税は、標準税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を採用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は、合併時まで調整する。
- 4 軽自動車税の税率は、標準税率を採用する。納期は、5月1日から5月31日までとする。ただし、合併年度は旧市町の例による。
- 5 たばこ税、特別土地保有税及び鉱産税は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 6 入湯税は、宇和島市の例により調整する。

先進地調整事例

先進地名		個人住民税		法人住民税		固定資産税	都市計画税	軽自動車税	たばこ税	入湯税
		均等割	所得割	均等割	法人税割					
千曲市	更埴市	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率×1.2	13.9% (超過税率)	1.6% (超過税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	戸倉町	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	13.5% (超過税率)	1.4% (標準税率)	0.1% (負担調整措置なし)	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円 ただし、日帰りの場合50円
	上山田町	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	12.3% (標準税率)	1.55% (超過税率)	0.1% (負担調整措置あり)	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円 ただし、日帰りの場合50円
	調整方針	2,500 円 (標準税率)	現行のとおり	標準税率	12.3% (標準税率)	1.4% (標準税率)	0.1% (負担調整措置なし)	現行のとおり	現行のとおり	1人1日につき 150円 ただし、日帰りの場合50円
周南市	徳山市	2,500 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)	0.2%	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	新南陽市	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)	0.2%	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	なし
	熊毛町	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	鹿野町	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	12.3% (標準税率)	1.4% (標準税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	調整方針	2,500 円 (標準税率) 5年間不均一課税	現行のとおり	現行のとおり	14.7% (制限税率) 5年間不均一課税	現行のとおり	0.2%	現行のとおり	現行のとおり	1人1日につき 150円
宇和島市 (予定)	宇和島市	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率×1.2	14.7% (制限税率)	1.55% (超過税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	吉田町	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	12.3% (標準税率)	1.4% (標準税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	なし
	三間町	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	12.3% (標準税率)	1.4% (標準税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	なし
	津島町	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	12.3% (標準税率)	1.4% (標準税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	なし
	調整方針	現行のとおり	現行のとおり	標準税率×1.2 5年間不均一課税	14.7% (制限税率) 5年間不均一課税	1.4% (標準税率) 5年間不均一課税		現行のとおり	現行のとおり	1人1日につき 150円
佐野市 (予定)	佐野市	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率×1.2	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)	0.3%	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	なし
	田沼町	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率×1.2	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)	0.3%	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	葛生町	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率×1.2	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)	0.3%	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	調整方針	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	1人1日につき 150円

4市村税額・税率一覧表

税 目		課税標準等		白河市	表郷村	大信村	東 村	
住民税	個人住民税	均等割		3,000	3,000	3,000	3,000	
		所得割	200万円以下の金額	3%	3%	3%	3%	
			200万円を超える金額	8%	8%	8%	8%	
			700万円を超える金額	10%	10%	10%	10%	
	法人住民税	均等割	1千万円以下	50人以下	50,000	50,000	50,000	50,000
				50人超	120,000	120,000	120,000	120,000
			1千万円超1億円以下	50人以下	130,000	130,000	130,000	130,000
				50人超	150,000	150,000	150,000	150,000
			1億円超10億円以下	50人以下	160,000	160,000	160,000	160,000
				50人超	400,000	400,000	400,000	400,000
			10億円超50億円以下	50人以下	410,000	410,000	410,000	410,000
				50人超	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000
			50億円超	50人超	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
				法人税割	資本等の金額が1,000万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社	14.5%	12.3%	12.3%
		上記以外の法人等	13.7%					
固定資産税				1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	
軽自動車税	原動機付自転車	50CC以下		1,000	1,000	1,000	1,000	
		50CC超90CC以下		1,200	1,200	1,200	1,200	
		90CC超125CC以下		1,600	1,600	1,600	1,600	
		3輪以上20CC超50CC以下		2,500	2,500	2,500	2,500	
	軽自動車	軽2輪車		2,400	2,400	2,400	2,400	
		軽3輪車		3,100	3,100	3,100	3,100	
		軽4輪乗用車(営業用)		5,500	5,500	5,500	5,500	
		軽4輪乗用車(自家用)		7,200	7,200	7,200	7,200	
		軽4輪貨物車(営業用)		3,000	3,000	3,000	3,000	
		軽4輪貨物車(自家用)		4,000	4,000	4,000	4,000	
		雪上走行車		2,400	2,400	2,400	2,400	
		小型特殊自動車	農耕作業用		1,600	1,600	1,600	1,600
	その他のもの		4,700	4,700	4,700	4,700		
	2輪の小型自動車		2輪の小型自動車		4,000	4,000	4,000	4,000
たばこ税(1,000本)		旧三級品以外の製造たばこ		2,977	2,977	2,977	2,977	
		旧三級品の製造たばこ		1,412	1,412	1,412	1,412	
入湯税		入湯客1人1日につき		150	-	150	-	
		宿泊した入湯客1人1日について		-	-	-	150	
		日帰りの入湯客1人1日について		-	-	-	100	

平成15年度 市村税決算額一覧表

(単位:千円)

税 目		課税標準等	白河市	表郷村	大信村	東 村	合 計
市村民税	個人市村民税	均等割	29,766	4,554	2,853	3,593	40,766
		所得割	1,549,778	120,333	86,876	105,340	1,756,987
	法人市村民税	均等割	145,713	12,947	10,893	12,512	169,553
		法人税割	406,615	23,113	24,817	9,835	454,545
固定資産税			3,339,616	317,416	344,367	290,821	4,001,399
軽自動車税			59,393	12,829	8,709	11,382	80,931
たばこ税			348,099	44,095	19,488	30,817	411,682
入湯税		入湯客1人1日につき	0	0	0	12,945	0
計			5,878,980	535,287	498,003	477,245	7,389,515

影響額試算

【新市の税率を標準税率にした場合】

(条件) 法人市村民税(法人税割): 12.3/100、固定資産税: 1.4/100

(単位:千円)

区 分		白河市		表郷村		大信村		東 村		合 計
		税率	金 額	税率	金 額	税率	金 額	税率	金 額	金 額
法人市村民税 (法人税割)	現 行	13.7%	406,615	12.3%	23,113	12.3%	24,817	12.3%	9,835	464,380
	標準税率	14.5%		12.3%		12.3%		12.3%		
	増減額	12.3%	349,996	12.3%	23,113	12.3%	24,817	12.3%	9,835	407,761
	増減額		56,619		0		0		0	56,619
固定資産税	現 行	1.5%	3,339,616	1.4%	317,416	1.4%	344,367	1.4%	290,821	4,292,220
	標準税率	1.4%		1.4%		1.4%		1.4%		
	増減額	1.4%	3,120,293	1.4%	317,416	1.4%	344,367	1.4%	290,821	4,072,897
	増減額		219,323		0		0		0	219,323
										275,942

【新市の税率を超過税率(白河市)にした場合】

(条件) 法人市村民税(法人税割): 13.7/100・14.5/100、固定資産税: 1.5/100

(単位:千円)

区 分		白河市		表郷村		大信村		東 村		合 計
		税率	金 額	税率	金 額	税率	金 額	税率	金 額	金 額
法人市村民税 (法人税割)	現 行	13.7%	406,615	12.3%	23,113	12.3%	24,817	12.3%	9,835	464,380
		14.5%								
	超過税率	13.7%	406,615	13.7%	24,734	13.7%	29,231	13.7%	11,274	471,854
	増減額	14.5%								
	増減額		0		1,621		4,414		1,439	7,474
固定資産税	現 行	1.5%	3,339,616	1.4%	317,416	1.4%	344,367	1.4%	290,821	4,292,220
	超過税率	1.5%		1.5%		1.5%		1.5%		
	増減額	1.5%	3,339,616	1.5%	339,397	1.5%	368,847	1.5%	311,093	4,358,953
	増減額		0		21,981		24,480		20,272	66,733
										74,207

県内10市の税率

(平成16年4月1日現在)

税 目		福島市	郡山市	いわき市	会津若松市	原町市	須賀川市	相馬市	喜多方市	二本松市	白河市
人 口(平成12年度国勢調査)		291,121 人	334,824 人	360,138 人	118,118 人	48,750 人	66,747 人	38,842 人	37,495 人	36,233 人	47,685 人
個人市民税	均等割	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円
	所得割	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)
法人市民税	均等割	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
	法人税割	13.4 %	12.3 %	1億円未満 13.7 %	12.7 %	10億円以下 12.3 %	12.3 %	13.2 %	12.3 %	12.3 %	1千万円以下 13.7 %
				1億円以上 14.7 %		10億円超 13.5 %					1千万円超 14.5 %
固定資産税	1.4 %	1.4 %	1.4 %	1.5 %	1.4 %	1.4 %	1.4 %	1.45 %	1.5 %	1.45 %	1.5 %
都市計画税	0.3 %	0.3 %	0.3 %	/	0.2 %	0.3 %	/	/	/	/	/
軽自動車税	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
たばこ税	旧三級品以外	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円
	旧三級品	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円
入湯税	1人1日につき	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円
	日帰り	75 円	100 円	/	/	/	/	/	/	/	/

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	10	一般職の職員の身分の取扱い
調整方針	<p>1 4市村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>3 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時まで調整し、統一を図る。</p> <p>4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。現職員については、現給を保障し、新市において給料の格差是正を行う。</p>	

留意事項

新設合併において、市町村合併が行われる場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、職員は失職してしまうことになります。しかし、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定められています。このため、合併協議会において合併関係市町村の職員を、新市の職員として引き継ぐ旨の確認を行う必要があります。その協議により、消滅する合併関係市町村の職員が当然に合併市町村の職員となるものでなく、合併期日において、改めて「身分を保有する措置」として、任命行為を行う必要があり、合併市町村長の職務執行者などの任命権者が、採用の辞令交付を行う必要があります。また、同条第2項において、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められているため、新市発足後の職員の任用制度、給与等に関して基本的な取扱い方針を協議する必要があります。

区 分	4 市 村 の 現 況											
	白 河 市			表 郷 村			大 信 村			東 村		
職員定数及び職員数 (平成16年4月1日現在)	条例定数	実配置数	差引	条例定数	実配置数	差引	条例定数	実配置数	差引	条例定数	実配置数	差引
市村長事務局	333人	295人	38人	65人	64人	1人	65人	61人	4人	58人	57人	1人
議会事務局	8人	6人	2人	2人	2人	0人	2人	2人	0人	1人	1人	0人
教育委員会事務局	94人	75人	19人	32人	24人	8人	24人	19人	5人	28人	16人	12人
選挙管理委員会事務局	4人	3人	1人	1人	2人併任	1人	他兼務	2人併任	0人	1人	1人	0人
監査委員事務局	3人	3人	0人	1人	1人併任	1人	他兼務	1人併任	0人	0人	1人併任	0人
公平委員会事務局	1人	1人併任	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
農業委員会事務局	5人	3人	2人	2人	2人併任	2人	1人	1人	0人	2人	1人併任	2人
水道事業事務局	22人	15人	7人	5人	3人	2人	0人	0人	0人	5人	5人	0人
計	470人	400人	70人	108人	93人	15人	92人	83人	9人	95人	80人	15人
4市村の合計	条例定数：765人 実配置数：656人			(条例定数 - 実配置数 = 109人)								

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
職種別職員数 (平成16年4月1日現在)	職員数	職員数	職員数	職員数
一般行政職	296人	53人	51人	44人
税務職	21人	5人	5人	5人
医師・歯科医師職	0人	1人	0人	0人
看護・保健職	9人	4人	2人	3人
福祉職	34人	9人	14人	16人
企業職	15人	3人	0人	5人
技能労務職	8人	11人	4人	0人
教育職	17人	7人	7人	7人
計	400人	93人	83人	80人
職 員 の 職 の 格 付	部長相当職	部長、合併推進室長、福祉事務所長、 参与、議会事務局長		
	部次長相当職	部次長、福祉事務所次長、参事、監 査委員事務局長		
	課長相当職	課長、地区行政センター所長、保育 園長、地域職業訓練センター所長、 主幹、保健センター所長、議会事務 局次長、指導主事、学校給食センタ ー所長、図書館長、図書館副館長、 中央公民館長、市民会館長、歴史選 俗資料館長、白河集古苑館長、選 管理委員会事務局長、農業委員 務局長、農業委員会事務局長	参事、課長、議会事務局長、園長、 主幹、出納室長、診療所所長、診療 所事務長、公民館長、教育次長、保 育所所長、農村勤労福祉センター所 長	参事、副参事、課長、議会事務局長、 出納室長、保育所長、園長、主幹、 農業委員会事務局長、土地改良区事 務局長、選挙管理委員会書記長、監 査委員会事務局長、公民館長、中山 義秀記念文学館長
課長補佐相当職	課長補佐、主任専門工事検査員、地 区行政センター次長、関の森保育園 長、保育園副園長、児童館長、保健 センター次長、都市環境センター 長、主任主査、専門保健技師、専門 保育技師、専門児童厚生員、指導 主事、中央公民館副館長、中央公民 分館長、歴史民俗資料館副館長、白 河集古苑副館長、中央体育館長、学 校給食センター次長、少年センター 所長、幼稚園副園長、専門教諭、選 挙管理委員会事務局長	課長補佐、主任主査、看護師長、専 門教諭、専門保育士、専門看護師、 専門保健師	課長補佐、主任主査、専門教諭、専 門保育士、専門保健師	課長補佐、主任主査

区 分		4 市 村 の 現 況			
		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	7 級	課長の職務 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	課長の職務 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	困難な業務を処理する課長の職務 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	課長の職務 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
	8 級	部次長の職務 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	困難な業務を処理する課長の職務	特に困難な業務を処理する課長の職務 業務の困難度、責任の程度が前号と同等と認められる職務	困難な業務を処理する課長の職務
	9 級	部長の職務 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務			
級別職務分類 (技能労務職)	1 級		・守衛又は巡視の職務 ・用務員等の職務 ・労務作業員等の職務 ・事務見習又は技術見習等の職務	・守衛又は巡視の職務 ・用務員等の職務 ・労務作業員等の職務 ・事務見習又は技術見習等の職務	・守衛又は巡視の職務 ・用務員等の職務 ・労務作業員等の職務 ・事務見習又は技術見習等の職務
	2 級		・自動車運転手の職務 ・一般技能職員の職務 ・電話交換手の職務 ・困難な業務を行う用務員等の職務 ・相当の経験を必要とする労務作業員等の職務 ・困難な業務を行う守衛又は巡視の職務	・自動車運転手の職務 ・一般技能職員の職務 ・電話交換手の職務 ・困難な業務を行う用務員等の職務 ・相当の経験を必要とする労務作業員等の職務 ・困難な業務を行う守衛又は巡視の職務	・自動車運転手の職務 ・一般技能職員の職務 ・電話交換手の職務 ・困難な業務を行う用務員等の職務 ・相当の経験を必要とする労務作業員等の職務 ・困難な業務を行う守衛又は巡視の職務
	3 級		・相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 ・相当の技能又は経験を必要とする作業を行う一般技能職員の職務 ・相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 ・特に困難な業務を行う用務員等の職務 ・特に困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 ・職務の内容及び責任の程度が前 2 号と同等と認められる労務作業員等の職務	・相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 ・相当の技能又は経験を必要とする作業を行う一般技能職員の職務 ・相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 ・特に困難な業務を行う用務員等の職務 ・特に困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 ・職務の内容及び責任の程度が前 2 号と同等と認められる労務作業員等の職務	・相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 ・相当の技能又は経験を必要とする作業を行う一般技能職員の職務 ・相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 ・特に困難な業務を行う用務員等の職務 ・特に困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 ・職務の内容及び責任の程度が前 2 号と同等と認められる労務作業員等の職務
級別職務分類 (医療職)	1 級		医師の職務		
	2 級		医師の職務		
	3 級		医師の職務		
	4 級		医師の職務		

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
給 料 表	行政職：9級制（400人）	行政職：8級制（81人） 技能労務職：3級制（11人） 医療職：4級制（1人）	行政職：8級制（79人） 技能労務職：3級制（4人）	行政職：8級制（80人） 技能労務職：3級制（0人）
ラスパイレース指数 （一般行政職・平成15年度）	大学卒：95.8 短大卒：98.4 高校卒：99.0 全 体：97.9	大学卒：91.8 短大卒：95.7 高校卒：93.0 全 体：91.8	大学卒：92.5 短大卒：87.6 高校卒：97.9 全 体：95.7	大学卒：95.2 短大卒：98.1 高校卒：98.0 全 体：97.1
一般行政職1人当たり給料 （平成16年4月1日現在）	平均月額：348,700円 平均年齢：43歳8ヶ月	平均月額：325,800円 平均年齢：42歳8ヶ月	平均月額：331,700円 平均年齢：43歳2ヶ月	平均月額：346,000円 平均年齢：40歳3ヶ月
支 給 日	給料：毎月21日 6月期末勤勉手当：6月15日 12月期末勤勉手当：12月5日	給料：毎月21日 6月期末勤勉手当：6月30日 12月期末勤勉手当：12月10日	給料：毎月21日 6月期末勤勉手当：6月30日 12月期末勤勉手当：12月10日	給料：毎月21日 6月期末勤勉手当：6月30日 12月期末勤勉手当：12月10日
初 任 給 （一般行政職）	大学卒：2級6号給（170,700円） 短大卒：1級9号給（148,500円） 高校卒：1級7号給（138,800円）	大学卒：2級2号給（170,700円） 短大卒：1級9号給（148,500円） 高校卒：1級7号給（138,800円）	大学卒：2級2号給（170,700円） 短大卒：1級9号給（148,500円） 高校卒：1級7号給（138,800円）	大学卒：2級2号給（170,700円） 短大卒：1級9号給（148,500円） 高校卒：1級7号給（138,800円）
手 当	扶 養	配偶者 13,500円 2人まで（配偶者扶養） 6,000円 1人（配偶者非扶養） 6,500円 1人（配偶者なし） 11,000円 その他の扶養親族 5,000円 特定期間の加算 5,000円	配偶者 13,500円 2人まで（配偶者扶養） 6,000円 1人（配偶者非扶養） 6,500円 1人（配偶者なし） 11,000円 その他の扶養親族 5,000円 特定期間の加算 5,000円	配偶者 13,500円 2人まで（配偶者扶養） 6,000円 1人（配偶者非扶養） 6,500円 1人（配偶者なし） 11,000円 その他の扶養親族 5,000円 特定期間の加算 5,000円
	住 居	借家・借間 ・支給要件 家賃月額9,500円超 ・家賃月額20,500円以下 家賃月額 - 9,500円 ・家賃月額20,500円超 （家賃月額 - 20,500円） × 1/2 + 11,000円 （控除した額の1/2が16,000円を超え るときは16,000円） 持家（世帯主） ・通常 2,500円 ・新築、購入（5年間） 3,500円 配偶者等の住居する借家・借間 ・支給要件 家賃月額9,500円超 ・家賃月額20,500円以下 （家賃月額 - 9,500円）× 1/2 ・家賃月額20,500円超 {（家賃月額 - 20,500円） × 1/2 + 11,000円} × 1/2 配偶者等の住居する持家 ・通常 1,250円 ・新築、購入（5年間） 1,750円	借家・借間 ・支給要件 家賃月額9,500円超 ・家賃月額20,500円以下 家賃月額 - 9,500円 ・家賃月額20,500円超 （家賃月額 - 20,500円） × 1/2 + 11,000円 （控除した額の1/2が16,000円を超え るときは16,000円） 持家（世帯主） ・通常 2,500円 ・新築、購入（5年間） 3,500円 配偶者等の住居する借家・借間 ・支給要件 家賃月額9,500円超 ・家賃月額20,500円以下 （家賃月額 - 9,500円）× 1/2 ・家賃月額20,500円超 {（家賃月額 - 20,500円） × 1/2 + 11,000円} × 1/2 配偶者等の住居する持家 ・通常 1,250円 ・新築、購入（5年間） 1,750円	借家・借間 ・支給要件 家賃月額9,500円超 ・家賃月額20,500円以下 家賃月額 - 9,500円 ・家賃月額20,500円超 （家賃月額 - 20,500円） × 1/2 + 11,000円 （控除した額の1/2が16,000円を超え るときは16,000円） 持家（世帯主） ・通常 3,500円 配偶者等の住居する借家・借間 ・支給要件 家賃月額9,500円超 ・家賃月額20,500円以下 （家賃月額 - 9,500円）× 1/2 ・家賃月額20,500円超 {（家賃月額 - 20,500円） × 1/2 + 11,000円} × 1/2 配偶者等の住居する持家 ・通常 1,750円

区 分		4 市 村 の 現 況																																																																																																																																																																																																																																			
		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																																																																																																																																																																																																																																
手 当	通 勤	<p>[交通機関利用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55,000円まで 運賃等相当額等の額 ・55,000円超の場合 {(運賃等相当額等の額 - 55,000円) × 1/2 + 55,000円} × 支給単位期間の月数 <p>[自動車利用者]</p> <table border="1"> <tr><td>4km未満</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td>4km以上6km未満</td><td>3,400円</td></tr> <tr><td>6km以上8km未満</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>8km以上10km未満</td><td>5,600円</td></tr> <tr><td>10km以上12km未満</td><td>6,800円</td></tr> <tr><td>12km以上14km未満</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>14km以上16km未満</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>16km以上18km未満</td><td>10,200円</td></tr> <tr><td>18km以上20km未満</td><td>11,300円</td></tr> <tr><td>20km以上22km未満</td><td>12,400円</td></tr> <tr><td>22km以上24km未満</td><td>13,600円</td></tr> <tr><td>24km以上26km未満</td><td>14,700円</td></tr> <tr><td>26km以上28km未満</td><td>15,800円</td></tr> <tr><td>28km以上30km未満</td><td>17,000円</td></tr> <tr><td>30km以上32km未満</td><td>18,100円</td></tr> <tr><td>32km以上34km未満</td><td>19,200円</td></tr> <tr><td>34km以上36km未満</td><td>20,300円</td></tr> <tr><td>36km以上38km未満</td><td>21,500円</td></tr> <tr><td>38km以上40km未満</td><td>22,600円</td></tr> <tr><td>40km以上45km未満</td><td>25,200円</td></tr> <tr><td>45km以上50km未満</td><td>27,600円</td></tr> <tr><td>50km以上55km未満</td><td>29,900円</td></tr> <tr><td>55km以上60km未満</td><td>31,900円</td></tr> <tr><td>60km以上65km未満</td><td>33,500円</td></tr> <tr><td>65km以上70km未満</td><td>36,100円</td></tr> <tr><td>70km以上75km未満</td><td>38,700円</td></tr> <tr><td>75km以上80km未満</td><td>41,300円</td></tr> <tr><td>80km以上</td><td>43,900円</td></tr> </table>	4km未満	2,200円	4km以上6km未満	3,400円	6km以上8km未満	4,500円	8km以上10km未満	5,600円	10km以上12km未満	6,800円	12km以上14km未満	7,900円	14km以上16km未満	9,000円	16km以上18km未満	10,200円	18km以上20km未満	11,300円	20km以上22km未満	12,400円	22km以上24km未満	13,600円	24km以上26km未満	14,700円	26km以上28km未満	15,800円	28km以上30km未満	17,000円	30km以上32km未満	18,100円	32km以上34km未満	19,200円	34km以上36km未満	20,300円	36km以上38km未満	21,500円	38km以上40km未満	22,600円	40km以上45km未満	25,200円	45km以上50km未満	27,600円	50km以上55km未満	29,900円	55km以上60km未満	31,900円	60km以上65km未満	33,500円	65km以上70km未満	36,100円	70km以上75km未満	38,700円	75km以上80km未満	41,300円	80km以上	43,900円	<p>[交通機関利用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・51,000円まで 運賃等相当額 ・51,000円超の場合 (運賃等相当額 - 51,000円) × 1/2 + 51,000円 <p>[自動車利用者]</p> <table border="1"> <tr><td>4km未満</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td>4km以上6km未満</td><td>3,400円</td></tr> <tr><td>6km以上8km未満</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>8km以上10km未満</td><td>5,600円</td></tr> <tr><td>10km以上12km未満</td><td>6,800円</td></tr> <tr><td>12km以上14km未満</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>14km以上16km未満</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>16km以上18km未満</td><td>10,200円</td></tr> <tr><td>18km以上20km未満</td><td>11,300円</td></tr> <tr><td>20km以上22km未満</td><td>12,400円</td></tr> <tr><td>22km以上24km未満</td><td>13,600円</td></tr> <tr><td>24km以上26km未満</td><td>14,700円</td></tr> <tr><td>26km以上28km未満</td><td>15,800円</td></tr> <tr><td>28km以上30km未満</td><td>17,000円</td></tr> <tr><td>30km以上32km未満</td><td>18,100円</td></tr> <tr><td>32km以上34km未満</td><td>19,200円</td></tr> <tr><td>34km以上36km未満</td><td>20,300円</td></tr> <tr><td>36km以上38km未満</td><td>21,500円</td></tr> <tr><td>38km以上40km未満</td><td>22,600円</td></tr> <tr><td>40km以上45km未満</td><td>25,200円</td></tr> <tr><td>45km以上50km未満</td><td>27,600円</td></tr> <tr><td>50km以上55km未満</td><td>29,900円</td></tr> <tr><td>55km以上60km未満</td><td>31,900円</td></tr> <tr><td>60km以上65km未満</td><td>33,500円</td></tr> <tr><td>65km以上70km未満</td><td>36,100円</td></tr> <tr><td>70km以上75km未満</td><td>38,700円</td></tr> <tr><td>75km以上80km未満</td><td>41,300円</td></tr> <tr><td>80km以上</td><td>43,900円</td></tr> </table>	4km未満	2,200円	4km以上6km未満	3,400円	6km以上8km未満	4,500円	8km以上10km未満	5,600円	10km以上12km未満	6,800円	12km以上14km未満	7,900円	14km以上16km未満	9,000円	16km以上18km未満	10,200円	18km以上20km未満	11,300円	20km以上22km未満	12,400円	22km以上24km未満	13,600円	24km以上26km未満	14,700円	26km以上28km未満	15,800円	28km以上30km未満	17,000円	30km以上32km未満	18,100円	32km以上34km未満	19,200円	34km以上36km未満	20,300円	36km以上38km未満	21,500円	38km以上40km未満	22,600円	40km以上45km未満	25,200円	45km以上50km未満	27,600円	50km以上55km未満	29,900円	55km以上60km未満	31,900円	60km以上65km未満	33,500円	65km以上70km未満	36,100円	70km以上75km未満	38,700円	75km以上80km未満	41,300円	80km以上	43,900円	<p>[交通機関利用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・51,000円まで 運賃等相当額 ・51,000円超の場合 (運賃等相当額 - 51,000円) × 1/2 + 51,000円 <p>[自動車利用者]</p> <table border="1"> <tr><td>4km未満</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td>4km以上6km未満</td><td>3,400円</td></tr> <tr><td>6km以上8km未満</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>8km以上10km未満</td><td>5,600円</td></tr> <tr><td>10km以上12km未満</td><td>6,800円</td></tr> <tr><td>12km以上14km未満</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>14km以上16km未満</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>16km以上18km未満</td><td>10,200円</td></tr> <tr><td>18km以上20km未満</td><td>11,300円</td></tr> <tr><td>20km以上22km未満</td><td>12,400円</td></tr> <tr><td>22km以上24km未満</td><td>13,600円</td></tr> <tr><td>24km以上26km未満</td><td>14,700円</td></tr> <tr><td>26km以上28km未満</td><td>15,800円</td></tr> <tr><td>28km以上30km未満</td><td>17,000円</td></tr> <tr><td>30km以上32km未満</td><td>18,100円</td></tr> <tr><td>32km以上34km未満</td><td>19,200円</td></tr> <tr><td>34km以上36km未満</td><td>20,300円</td></tr> <tr><td>36km以上38km未満</td><td>21,500円</td></tr> <tr><td>38km以上40km未満</td><td>22,600円</td></tr> <tr><td>40km以上45km未満</td><td>25,200円</td></tr> <tr><td>45km以上50km未満</td><td>27,600円</td></tr> <tr><td>50km以上55km未満</td><td>29,900円</td></tr> <tr><td>55km以上60km未満</td><td>31,900円</td></tr> <tr><td>60km以上65km未満</td><td>33,500円</td></tr> <tr><td>65km以上70km未満</td><td>36,100円</td></tr> <tr><td>70km以上75km未満</td><td>38,700円</td></tr> <tr><td>75km以上80km未満</td><td>41,300円</td></tr> <tr><td>80km以上</td><td>43,900円</td></tr> </table>	4km未満	2,200円	4km以上6km未満	3,400円	6km以上8km未満	4,500円	8km以上10km未満	5,600円	10km以上12km未満	6,800円	12km以上14km未満	7,900円	14km以上16km未満	9,000円	16km以上18km未満	10,200円	18km以上20km未満	11,300円	20km以上22km未満	12,400円	22km以上24km未満	13,600円	24km以上26km未満	14,700円	26km以上28km未満	15,800円	28km以上30km未満	17,000円	30km以上32km未満	18,100円	32km以上34km未満	19,200円	34km以上36km未満	20,300円	36km以上38km未満	21,500円	38km以上40km未満	22,600円	40km以上45km未満	25,200円	45km以上50km未満	27,600円	50km以上55km未満	29,900円	55km以上60km未満	31,900円	60km以上65km未満	33,500円	65km以上70km未満	36,100円	70km以上75km未満	38,700円	75km以上80km未満	41,300円	80km以上	43,900円	<p>[交通機関利用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・51,000円まで 運賃等相当額 ・51,000円超の場合 (運賃等相当額 - 51,000円) × 1/2 + 51,000円 <p>[自動車利用者]</p> <table border="1"> <tr><td>4km未満</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td>4km以上6km未満</td><td>3,400円</td></tr> <tr><td>6km以上8km未満</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>8km以上10km未満</td><td>5,600円</td></tr> <tr><td>10km以上12km未満</td><td>6,800円</td></tr> <tr><td>12km以上14km未満</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>14km以上16km未満</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>16km以上18km未満</td><td>10,200円</td></tr> <tr><td>18km以上20km未満</td><td>11,300円</td></tr> <tr><td>20km以上22km未満</td><td>12,400円</td></tr> <tr><td>22km以上24km未満</td><td>13,600円</td></tr> <tr><td>24km以上26km未満</td><td>14,700円</td></tr> <tr><td>26km以上28km未満</td><td>15,800円</td></tr> <tr><td>28km以上30km未満</td><td>17,000円</td></tr> <tr><td>30km以上32km未満</td><td>18,100円</td></tr> <tr><td>32km以上34km未満</td><td>19,200円</td></tr> <tr><td>34km以上36km未満</td><td>20,300円</td></tr> <tr><td>36km以上38km未満</td><td>21,500円</td></tr> <tr><td>38km以上40km未満</td><td>22,600円</td></tr> <tr><td>40km以上45km未満</td><td>25,200円</td></tr> <tr><td>45km以上50km未満</td><td>27,600円</td></tr> <tr><td>50km以上55km未満</td><td>29,900円</td></tr> <tr><td>55km以上60km未満</td><td>31,900円</td></tr> <tr><td>60km以上65km未満</td><td>33,500円</td></tr> <tr><td>65km以上70km未満</td><td>36,100円</td></tr> <tr><td>70km以上75km未満</td><td>38,700円</td></tr> <tr><td>75km以上80km未満</td><td>41,300円</td></tr> <tr><td>80km以上</td><td>43,900円</td></tr> </table>	4km未満	2,200円	4km以上6km未満	3,400円	6km以上8km未満	4,500円	8km以上10km未満	5,600円	10km以上12km未満	6,800円	12km以上14km未満	7,900円	14km以上16km未満	9,000円	16km以上18km未満	10,200円	18km以上20km未満	11,300円	20km以上22km未満	12,400円	22km以上24km未満	13,600円	24km以上26km未満	14,700円	26km以上28km未満	15,800円	28km以上30km未満	17,000円	30km以上32km未満	18,100円	32km以上34km未満	19,200円	34km以上36km未満	20,300円	36km以上38km未満	21,500円	38km以上40km未満	22,600円	40km以上45km未満	25,200円	45km以上50km未満	27,600円	50km以上55km未満	29,900円	55km以上60km未満	31,900円	60km以上65km未満	33,500円	65km以上70km未満	36,100円	70km以上75km未満	38,700円	75km以上80km未満	41,300円	80km以上	43,900円
	4km未満	2,200円																																																																																																																																																																																																																																			
4km以上6km未満	3,400円																																																																																																																																																																																																																																				
6km以上8km未満	4,500円																																																																																																																																																																																																																																				
8km以上10km未満	5,600円																																																																																																																																																																																																																																				
10km以上12km未満	6,800円																																																																																																																																																																																																																																				
12km以上14km未満	7,900円																																																																																																																																																																																																																																				
14km以上16km未満	9,000円																																																																																																																																																																																																																																				
16km以上18km未満	10,200円																																																																																																																																																																																																																																				
18km以上20km未満	11,300円																																																																																																																																																																																																																																				
20km以上22km未満	12,400円																																																																																																																																																																																																																																				
22km以上24km未満	13,600円																																																																																																																																																																																																																																				
24km以上26km未満	14,700円																																																																																																																																																																																																																																				
26km以上28km未満	15,800円																																																																																																																																																																																																																																				
28km以上30km未満	17,000円																																																																																																																																																																																																																																				
30km以上32km未満	18,100円																																																																																																																																																																																																																																				
32km以上34km未満	19,200円																																																																																																																																																																																																																																				
34km以上36km未満	20,300円																																																																																																																																																																																																																																				
36km以上38km未満	21,500円																																																																																																																																																																																																																																				
38km以上40km未満	22,600円																																																																																																																																																																																																																																				
40km以上45km未満	25,200円																																																																																																																																																																																																																																				
45km以上50km未満	27,600円																																																																																																																																																																																																																																				
50km以上55km未満	29,900円																																																																																																																																																																																																																																				
55km以上60km未満	31,900円																																																																																																																																																																																																																																				
60km以上65km未満	33,500円																																																																																																																																																																																																																																				
65km以上70km未満	36,100円																																																																																																																																																																																																																																				
70km以上75km未満	38,700円																																																																																																																																																																																																																																				
75km以上80km未満	41,300円																																																																																																																																																																																																																																				
80km以上	43,900円																																																																																																																																																																																																																																				
4km未満	2,200円																																																																																																																																																																																																																																				
4km以上6km未満	3,400円																																																																																																																																																																																																																																				
6km以上8km未満	4,500円																																																																																																																																																																																																																																				
8km以上10km未満	5,600円																																																																																																																																																																																																																																				
10km以上12km未満	6,800円																																																																																																																																																																																																																																				
12km以上14km未満	7,900円																																																																																																																																																																																																																																				
14km以上16km未満	9,000円																																																																																																																																																																																																																																				
16km以上18km未満	10,200円																																																																																																																																																																																																																																				
18km以上20km未満	11,300円																																																																																																																																																																																																																																				
20km以上22km未満	12,400円																																																																																																																																																																																																																																				
22km以上24km未満	13,600円																																																																																																																																																																																																																																				
24km以上26km未満	14,700円																																																																																																																																																																																																																																				
26km以上28km未満	15,800円																																																																																																																																																																																																																																				
28km以上30km未満	17,000円																																																																																																																																																																																																																																				
30km以上32km未満	18,100円																																																																																																																																																																																																																																				
32km以上34km未満	19,200円																																																																																																																																																																																																																																				
34km以上36km未満	20,300円																																																																																																																																																																																																																																				
36km以上38km未満	21,500円																																																																																																																																																																																																																																				
38km以上40km未満	22,600円																																																																																																																																																																																																																																				
40km以上45km未満	25,200円																																																																																																																																																																																																																																				
45km以上50km未満	27,600円																																																																																																																																																																																																																																				
50km以上55km未満	29,900円																																																																																																																																																																																																																																				
55km以上60km未満	31,900円																																																																																																																																																																																																																																				
60km以上65km未満	33,500円																																																																																																																																																																																																																																				
65km以上70km未満	36,100円																																																																																																																																																																																																																																				
70km以上75km未満	38,700円																																																																																																																																																																																																																																				
75km以上80km未満	41,300円																																																																																																																																																																																																																																				
80km以上	43,900円																																																																																																																																																																																																																																				
4km未満	2,200円																																																																																																																																																																																																																																				
4km以上6km未満	3,400円																																																																																																																																																																																																																																				
6km以上8km未満	4,500円																																																																																																																																																																																																																																				
8km以上10km未満	5,600円																																																																																																																																																																																																																																				
10km以上12km未満	6,800円																																																																																																																																																																																																																																				
12km以上14km未満	7,900円																																																																																																																																																																																																																																				
14km以上16km未満	9,000円																																																																																																																																																																																																																																				
16km以上18km未満	10,200円																																																																																																																																																																																																																																				
18km以上20km未満	11,300円																																																																																																																																																																																																																																				
20km以上22km未満	12,400円																																																																																																																																																																																																																																				
22km以上24km未満	13,600円																																																																																																																																																																																																																																				
24km以上26km未満	14,700円																																																																																																																																																																																																																																				
26km以上28km未満	15,800円																																																																																																																																																																																																																																				
28km以上30km未満	17,000円																																																																																																																																																																																																																																				
30km以上32km未満	18,100円																																																																																																																																																																																																																																				
32km以上34km未満	19,200円																																																																																																																																																																																																																																				
34km以上36km未満	20,300円																																																																																																																																																																																																																																				
36km以上38km未満	21,500円																																																																																																																																																																																																																																				
38km以上40km未満	22,600円																																																																																																																																																																																																																																				
40km以上45km未満	25,200円																																																																																																																																																																																																																																				
45km以上50km未満	27,600円																																																																																																																																																																																																																																				
50km以上55km未満	29,900円																																																																																																																																																																																																																																				
55km以上60km未満	31,900円																																																																																																																																																																																																																																				
60km以上65km未満	33,500円																																																																																																																																																																																																																																				
65km以上70km未満	36,100円																																																																																																																																																																																																																																				
70km以上75km未満	38,700円																																																																																																																																																																																																																																				
75km以上80km未満	41,300円																																																																																																																																																																																																																																				
80km以上	43,900円																																																																																																																																																																																																																																				
4km未満	2,200円																																																																																																																																																																																																																																				
4km以上6km未満	3,400円																																																																																																																																																																																																																																				
6km以上8km未満	4,500円																																																																																																																																																																																																																																				
8km以上10km未満	5,600円																																																																																																																																																																																																																																				
10km以上12km未満	6,800円																																																																																																																																																																																																																																				
12km以上14km未満	7,900円																																																																																																																																																																																																																																				
14km以上16km未満	9,000円																																																																																																																																																																																																																																				
16km以上18km未満	10,200円																																																																																																																																																																																																																																				
18km以上20km未満	11,300円																																																																																																																																																																																																																																				
20km以上22km未満	12,400円																																																																																																																																																																																																																																				
22km以上24km未満	13,600円																																																																																																																																																																																																																																				
24km以上26km未満	14,700円																																																																																																																																																																																																																																				
26km以上28km未満	15,800円																																																																																																																																																																																																																																				
28km以上30km未満	17,000円																																																																																																																																																																																																																																				
30km以上32km未満	18,100円																																																																																																																																																																																																																																				
32km以上34km未満	19,200円																																																																																																																																																																																																																																				
34km以上36km未満	20,300円																																																																																																																																																																																																																																				
36km以上38km未満	21,500円																																																																																																																																																																																																																																				
38km以上40km未満	22,600円																																																																																																																																																																																																																																				
40km以上45km未満	25,200円																																																																																																																																																																																																																																				
45km以上50km未満	27,600円																																																																																																																																																																																																																																				
50km以上55km未満	29,900円																																																																																																																																																																																																																																				
55km以上60km未満	31,900円																																																																																																																																																																																																																																				
60km以上65km未満	33,500円																																																																																																																																																																																																																																				
65km以上70km未満	36,100円																																																																																																																																																																																																																																				
70km以上75km未満	38,700円																																																																																																																																																																																																																																				
75km以上80km未満	41,300円																																																																																																																																																																																																																																				
80km以上	43,900円																																																																																																																																																																																																																																				
	特殊勤務		<p>医師手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・往診手当：1点単価 10円 × 1/4 ・看護手当：月額 婦 長 5,000円 その他 3,000円 ・医学研究手当：月額 200,000円 ・危険手当：月額 5,000円 ・医療手当：月額 100,000円 <p>伝染病防疫作業職員手当： 1日 1,000円</p> <p>行旅死亡人取扱職員手当： 1日 3,000円</p> <p>行旅病人取扱職員手当： 1日 1,000円</p>	<p>伝染病防疫作業員手当 1日 600円</p> <p>行旅病人、死亡人取扱職員手当 1回 5,500円</p>																																																																																																																																																																																																																																	

区 分		4 市 村 の 現 況			
		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
手 当	時間外勤務	正規の勤務時間外 125/100	正規の勤務時間外 125/100	正規の勤務時間外 125/100	正規の勤務時間外 125/100
	休 日 給	祝日法による休日 135/100	祝日法による休日 135/100	祝日法による休日 135/100	祝日法による休日 135/100
	夜 勤	勤務時間 22:00 ~ 5:00 25/100 加算	勤務時間 22:00 ~ 5:00 25/100 加算	勤務時間 22:00 ~ 5:00 25/100 加算	勤務時間 22:00 ~ 5:00 25/100 加算
	宿 日 直	日額 4,200 円 (勤務時間が 5 時間未 満の場合 1,450 円)	・ 1 回 1,600 円 (勤務時間が 5 時間 未満の場合 800 円) ・ 診療所に勤務する医師: 1 回 4,000 円以内 (土曜日等 5,000 円) (勤務時間が 5 時間未満の場合 2,000 円) ・ 診療所に勤務する看護婦: 1 回 2,000 円以内 (土曜日等 3,000 円) (勤務時間が 5 時間未満の場合 1,000 円)	・ 1 回 3,000 円 (土曜日等 4,500 円) (勤務時間が 5 時間 未満の場合 1,500 円)	
	単身赴任	[支給要件] 異動等に伴い転居し、同居してい た配偶者と別居し、単身で生活する ことを常況とし、距離制限 (60km) を満たす職員 [支給額] ・ 基本額 23,000 円 ・ 加算額 100km ~ 300km 6,000 円 300km ~ 500km 12,000 円 500km ~ 700km 18,000 円 700km ~ 900km 24,000 円 900km ~ 1100km 30,000 円 1100km ~ 1300km 35,000 円 1300km ~ 1500km 40,000 円 1500km ~ 45,000 円	[支給要件] 異動等に伴い転居し、同居してい た配偶者と別居し、単身で生活する ことを常況とし、距離制限 (60km) を満たす職員 [支給額] ・ 基本額 23,000 円 ・ 加算額 100km ~ 300km 6,000 円 300km ~ 500km 12,000 円 500km ~ 700km 18,000 円 700km ~ 900km 24,000 円 900km ~ 1100km 30,000 円 1100km ~ 1300km 35,000 円 1300km ~ 1500km 40,000 円 1500km ~ 45,000 円	[支給要件] 異動等に伴い転居し、同居してい た配偶者と別居し、単身で生活する ことを常況とし、距離制限 (60km) を満たす職員 [支給額] ・ 基本額 23,000 円 ・ 加算額 100km ~ 300km 6,000 円 300km ~ 500km 12,000 円 500km ~ 700km 18,000 円 700km ~ 900km 24,000 円 900km ~ 1100km 30,000 円 1100km ~ 1300km 35,000 円 1300km ~ 1500km 40,000 円 1500km ~ 45,000 円	[支給要件] 異動等に伴い転居し、同居してい た配偶者と別居し、単身で生活する ことを常況とし、距離制限 (60km) を満たす職員 [支給額] ・ 基本額 23,000 円 ・ 加算額 100km ~ 300km 6,000 円 300km ~ 500km 12,000 円 500km ~ 700km 18,000 円 700km ~ 900km 24,000 円 900km ~ 1100km 30,000 円 1100km ~ 1300km 35,000 円 1300km ~ 1500km 40,000 円 1500km ~ 45,000 円
	管 理 職	部 長: 給料月額 の 16 % 部 次 長: 給料月額 の 14 % 課 長: 給料月額 の 12 % 主 幹: 給料月額 の 10 % 課長補佐: 給料月額 の 8 % [管理職手当の減額] ・ 上記の率に 0.95 を乗じた率 ・ 期間 平成 16 年 10 月 1 日 ~ 平成 17 年 3 月 31 日	課 長 職: 給料月額 の 8 % [管理職手当の減額] なし	課 長 職: 給料月額 の 10 % [管理職手当の減額] ・ 上記の率に 0.9 を乗じた率 ・ 期間 平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 17 年 3 月 31 日	課 長 職: 給料月額 の 10 % [管理職手当の減額] ・ 上記の率に 0.5 を乗じた率 ・ 期間 平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 17 年 3 月 31 日

区 分		4 市 村 の 現 況														
		白 河 市			表 郷 村			大 信 村			東 村					
手 当	管理職特別勤務		6時間以下	6時間超	課長職：6,000円 課長相当職：6,000円 (6時間を超える勤務の場合)				6時間以下	6時間超	課長職：6,000円 (6時間を超える勤務の場合)					
		部長相当職	8,000円	12,000円				課長職	4,000円	6,000円						
		部次長相当職	8,000円	12,000円				課長相当職	4,000円	6,000円						
		課長相当職	6,000円	9,000円												
		課長補佐相当職	4,000円	6,000円												
寒冷地	支給地域区分 3級地 [世帯主の職員] ・扶養親族3人以上 97,800円 ・扶養親族1人又は2人 81,500円 ・扶養親族なし 49,100円 [その他の職員] 34,200円			支給地域区分 3級地 [世帯主の職員] ・扶養親族3人以上 97,800円 ・扶養親族1人又は2人 81,500円 ・扶養親族なし 49,100円 [その他の職員] 34,200円			支給地域区分 3級地 [世帯主の職員] ・扶養親族3人以上 97,800円 ・扶養親族1人又は2人 81,500円 ・扶養親族なし 49,100円 [その他の職員] 34,200円			支給地域区分 3級地 [世帯主の職員] ・扶養親族3人以上 97,800円 ・扶養親族1人又は2人 81,500円 ・扶養親族なし 49,100円 [その他の職員] 34,200円						
期末・勤勉	期末 6月 140/100 12月 160/100 勤勉 6月 70/100 12月 70/100 [役職加算] 部長相当職： 20% 課長相当職： 15% 課長補佐相当職： 10% 係長相当職及び4級の職： 5%			期末 6月 140/100 12月 160/100 勤勉 6月 70/100 12月 70/100 [役職加算] 課長相当職： 15% 課長補佐相当職： 10% 係長相当職： 5% 診療所長： 15%			期末 6月 140/100 12月 160/100 勤勉 6月 70/100 12月 70/100 [役職加算] 課・室長相当職： 15% 課・室長補佐相当職： 10% 4級の職： 5%			期末 6月 140/100 12月 160/100 勤勉 6月 70/100 12月 70/100 [役職加算] 課長相当職： 15% 課長補佐相当職： 10% 係長相当職： 5%						
災害派遣		30日以内	30日超60日以内	60日超		30日以内	30日超60日以内	60日超		30日以内	30日超60日以内	60日超		30日以内	30日超60日以内	60日超
	公共の施設	3,970円	3,970円	3,970円	公共の施設	3,970円	3,970円	3,970円	公共の施設	3,970円	3,970円	3,970円	公共の施設	3,970円	3,970円	3,970円
	その他の施設	6,620円	5,870円	5,140円	その他の施設	6,620円	5,870円	5,140円	その他の施設	6,620円	5,870円	5,140円	その他の施設	6,620円	5,870円	5,140円

【参考法令関係】

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

〔職員的身分取扱い〕

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

地方公務員法（抜粋）

〔一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員〕

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

（1）就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

（1）の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

（1）の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

（2）法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

（3）臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

（4）地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

（5）非常勤の消防団員及び水防団員の職

（6）特定地方独立行政法人の役員

〔分限及び懲戒の基準〕

第27条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

〔降任、免職、休職等〕

第28条 職員が、左の各号の1に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

（1）勤務実績が良くない場合

（2）心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

（3）前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

（4）職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

（1）心身の故障のため、長期の休養を要する場合

（2）刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第16条各号（第3号を除く。）の1に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

先進事例

【篠山市】(平成 11 年 4 月 1 日合併)

- 1 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。
- 4 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

【さぬき市】(平成 14 年 4 月 1 日合併)

- 1 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名については、合併時に調整する。
- 4 現職員については、現給を保障する。

【東かがわ市】(平成 15 年 4 月 1 日合併)

現に引田町、白鳥町及び大内町の一般職の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

具体的な調整内容

- 1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
- 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
- 3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。
- 4 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

【田村地方 5 町村合併協議会】(平成 17 年 3 月 1 日合併予定)

- 1 5 町村の一般職の職員である者は、すべて新市(町)の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市(町)において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
- 4 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。
- 5 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。現職員については、現給を保障し、新市において速やかに給料の格差是正を行う。

【喜多方地方 5 市町村合併協議会】(平成 18 年 1 月 4 日合併予定)

- 1 5 市町村の一般職の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
- 4 給与については、適正化の観点から調整し統一を図る。